

はじめに

明治という時代のキーワードは不羈独立だといわれる。そうであるとすれば、明治という時代が凝縮された明治維新という時代こそ、不羈独立という言葉が最もふさわしい時代である。

不羈独立とは、なにものにも従わず、なにものにも縛られないことを意味している。自主独立と言い換えてもよいだろう。本来、この語自体に、プラスの意味も、マイナスの意味もなく、ニュートラルである。しかし、ある特定の状況が加わるとプラスの意味を持ち、また別の状況が加わるとマイナスの意味を持つこととなる。

これから『明治維新という時代』と題して書き綴っていく物語は、不羈独立もしくは自主独立の語が共通のキーワードである点以外は、相互に関連性はない。

第一話『外国軍隊の撤退を求めた明治政府』では、草創期の明治政府を称える語として、第二話『ニワトリからアヒルの帝国軍隊』では日本帝国軍隊の暴走を非難する語として、第三話『大西郷は永続革命をめざしたのか？』は無私の人・西郷隆盛に畏敬の念を示す語として、私は、この語にそれぞれ異なる役割を果たさせている。

そして、三話通して読んで頂くと、『明治維新という時代』を、味わっていただけという仕掛けになっている。是非、最後まで読んで頂きたい。

本小論の記述は、以下の参考文献を参照した。特に、29、30は全篇にわたり、20～22は特に第三話において、骨組みと肉付けの材料として利用させて頂いた。

なお、本小論は、歴史学に要請される厳密な資料考証や史料批判を行っているわけではない。その意味では学術的論文ではなく、素人の歴史評論に過ぎない。そのことを予めお断りしておきたい。

それでは、早速第一話にとりかかることにする。

参考文献

1. 遠山茂樹『明治維新』(岩波現代文庫)
2. 井上清『明治維新』(中公文庫『日本の歴史』20)
3. 田中彰『明治維新』(講談社学術文庫)
4. 鈴木敦『維新の構想と展開』(講談社学術文庫『日本の歴史』20)
5. 岩波新書『シリーズ日本近現代史』①～③(井上勝生『幕末・維新』、牧原憲夫『民権と憲法』、原田敬一『日清・日露戦争』)
6. 服部之総全集3『明治維新』(福村出版)
7. 羽仁五郎『明治維新一現代日本の起源』(岩波新書)
8. 藤田覚『幕末の天皇』(講談社学術文庫)
9. 市村弘正編『藤田省三セレクション』(平凡社ライブラリー)
10. 中島岳志編『橋川文三セレクション』(岩波現代文庫)
11. 三谷博『明治維新を考える』(岩波現代文庫)
12. 趙景達『近代朝鮮と日本』(岩波新書)
13. 色川大吉『近代国家の出発』(中公文庫『日本の歴史』21)
14. 瀧井一博『伊藤博文』(中公新書)
15. 清水唯一朗『近代日本の官僚—維新官僚から学歴エリートへ—』(中公新書)
16. 松本清張『象徴の設計』(文芸春秋社・松本清張全集17)
17. 御厨貴『近現代日本を資料で読む「大久保利通日記から「富田メモ」まで」』(中公新書)
18. 田中彰『岩倉使節団「米欧回覧実記」』(岩波現代文庫)
19. 石塚裕道『明治維新と横浜居留地—英仏駐屯軍をめぐる国際関係』(吉川弘文館)
20. 坂野潤治『西郷隆盛と明治維新』(講談社現代新書)
21. 毛利敏彦『明治6年の政変』(中公新書)
22. 猪飼隆明『西郷隆盛—西南戦争への道—』(岩波新書)
23. 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成—「宮中」の制度化と立憲政の導入』(講談社学術文庫)
24. 松本清張『象徴の設計』(松本清張全集17・文芸春秋社)
25. 大江志乃夫『戒嚴令』(岩波新書)
26. 同上『徴兵制』(同上)
27. 落合弘樹『秩禄処分』(講談社学術文庫)
28. 川道麟太郎『「征韓論政変」の真相—歴史家の資料批判を問う』(勉誠出版)
29. 萩原延壽『遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄』(朝日文庫全14冊)

30. アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新（上・下）』（岩波文庫）
第一話 「外国軍隊の撤退を求めた明治政府」

1 英仏駐屯軍の駐留のきっかけ

幕末から明治の初めにかけて、我が国に外国軍隊が駐留していたことをご存知でしょうか。横浜に英仏駐屯軍が駐留していたのである。

英仏駐屯軍のことのおこりをたどってみよう。

安政5年という西暦では1858年になるが、この年、幕府は、米英仏蘭露とあいついで通商条約を締結し、1859年6月から横浜、長崎、箱（函）を開港した。いよいよ我が国は、西洋列強と本格的に外交・通商を切り結ぶこととなった。

しかし、これに孝明天皇と尊王攘夷派の少壮公卿・脱藩志向の横行武士らが激しく反発、世はまさに幕末激動の時代へと急転して行く。

この激動の時代を、幕府は、後に安政の大獄と呼ばれることとなった強権政治で乗り切ろうとする。これに対して、尊王攘夷派は、テロルを以て応酬した。

1859年以来、外国人や外国施設に対してもテロルの嵐が吹き荒れた。ざっとあげると以下の如くである。

- 1859年 8月 ロシア軍艦の士官と水兵が殺害される（横浜）
- 11月 フランス公使館の中国人使用人が殺害される（横浜）
- 1860年 1月 イギリス公使館で日本人通訳官が殺害される（江戸）
- 2月 オランダ商船の船長ら2名が殺害される（横浜）
- 10月 フランス公使館で公使使用人が襲われ、重傷を負う（江戸）
- 1861年 1月 アメリカ公使館書記官ヒュースケンが殺害される（江戸）
- 5月 イギリス公使館襲撃事件（江戸）
- 1862年 5月 イギリス公使館で、護衛兵ら2名が殺害される（江戸）
- 1862年 9月 いわゆる生麦事件発生。イギリス商人3名が斬られ、1名死亡、2名重傷（神奈川）
- 1863年 1月 品川御殿山に新築中で、竣工を目前に控えたイギリス公使

館が焼き討ちされ、全焼（江戸。この実行犯には、高杉晋作、井上聞多・馨、伊藤俊輔・博文らが名を連ねていた。）

これらの頻発するテロルによって横浜の外国人居留地に住む外国人は、不安な日々を送っていた。

その頂点に達するのが、孝明天皇が将軍家茂に迫って約束させた攘夷実行の期日である1863年6月25日であった。

幕府は、その前日、英仏米蘭などの諸国の公使に次のような通告をした。通例、これを横浜鎖国令と称しているようであるが、横浜一港の閉鎖にとどまらず、全面的な鎖港、即ち外国人追放令である。

「今本邦の外国と交通するはすこぶる国内の輿情にもとるを以て、更に諸港をとざし居留の外人を引き上げしめんとす。この旨朝廷より将軍へ命ぜられ、将軍余に命じてこれを貴下らに告げしむ。請うこれを領せよ。云々」（文久三亥年五月九日 小笠原図書頭）

この通告文を読んで激怒した各国公使は、これは宣戦布告にも等しいと激しく抗議した。あまりの恐ろしい剣幕にたじろいだ幕府側要人は、これを実行するつもりはない、ミカドの真意に出たものではないので必ず撤回されるだろうなどと弁明に努めた。

しかし、追い打ちをかけるように、6月25日に、長州藩が、下関海峡を通航していたアメリカ商船ベンブロック号を砲撃したとの報が入ってきた。

2 英仏駐屯軍の駐留を認めた幕府

時あたかも、前年のイギリス公使館護衛兵殺害事件と生麦事件に関して、イギリス側から幕府側に出された賠償と容疑者への厳正処罰要求によって、戦争が始まるとの風説が流布し、横浜の外国人居留地は上を下への大騒ぎとなっていた。

イギリス代理公使ニールが、本国外務大臣の訓令に従い、幕府に要求書を提出したのは1863年2月。その要求は以下のとおりであった。

- ① イギリス公使館護衛兵殺害事件の被害者遺族に対する賠償金として1万ポンド（4万ドル≒4万両）を支払え。
- ② 生麦事件の発生を許したことに公式の謝罪をし、懲罰金として10万ポンド

ド（40万ドル）を支払え。

- ③ 薩摩藩は、生麦事件の犯人を、1名ないし数名のイギリス海軍士官の立ち会いの下に処刑し、遺族及び関係者への賠償金として2万5000ポンド（10万ドル）を支払え。

本国外務大臣の訓令には、幕府がこの要求に応じない場合には、香港を拠点とするイギリス極東艦隊司令官に要請し、その最も適切と考える手段をとることとされていた。

戦争が勃発するとの風説が流布するのは当然のことであった。実際、間もなく薩摩という遠方の地ではあるが薩英戦争が始まるし、翌年にはイギリス公使オールコックの主導のもとに、英仏米蘭4カ国連合艦隊による下関攻撃が断行されている。

外国人居留地近傍からは日本人商人らが逃げ出し、外国人居留地では日本人使用人が逃げ出すという事態になって、同年5月になると、フランス人が日本人をピストルで撃つという事件、アメリカ人が日本人に襲われるという事件が起こる。幕府側は、イギリス側の交渉にとどまらず、外国人居留民（当時の横浜外国人居地に住む外国人は、イギリス人91名、アメリカ人70名、オランダ人30名、フランス人18名、プロシア人13名、ポルトガル人6名、総計228名であったという。）の安全確保の措置を求める英仏を代表とする諸国外交団への対応も迫られた。勿論、外国人居留地を警護する部隊によって警戒・巡邏活動を行ってはいたが、それも万全とはいえない状況であった。

そこに来ての攘夷実行である。幕府は形だけで外国人追放令で時間稼ぎをしようとしたが、長州藩による外国船砲撃の暴挙があり、ことここ至って、いよいよのつびきならない状況となる。幕府側は、同年7月3日、交渉責任者である若年寄酒井飛騨守名義の次の書簡を英仏両国公使に交付した。

「書翰を以て申し入れ候。しからば方今、我が邦、人心不折り合いにつき、当分横浜おもて居留身辺警衛の儀は、内儀の上、足下の見込みに応じぬる趣、神奈川奉行より承知せり。右は余においても同意。足下の斡旋を待つ。」

要するに外国人居留地の警護には責任が持てないので、あなた方にて適宜対処されたしと言うのである。

それではいたしかたなしということで、イギリス、フランス両国は、自ら、横浜に軍隊を駐留させることとなった。それが英仏駐屯軍であり、イギリスは第9連隊第2大隊・砲兵及び工兵の分遣隊の兵士およそ1000名～1200名、フランスは海兵隊の兵士およそ350名であったという。

参考：近現代史研究者石塚裕道の研究によると、横浜山手外国人居留地内に、トワンテ山と呼ばれる一画とフランス山と呼ばれる一画があり、前者にイギリス駐屯軍が、後者にフランス駐屯軍が駐留したとのことである。

また石塚によると、英仏駐屯軍の駐留状況は以下のとおりであったということである（もっとも中国や本国の情勢変化に応じて、駐屯軍には異動や交代があり、おおまかな目安程度の意味しかないと見るべきである。）

- 1863年 フランス駐留開始 250名
- 1864年 イギリス約1700名、フランス約500～約1500名
- 1865年 イギリス約1500名、フランス約700名
- 1866年 イギリス約360名、フランス約800名
- 1867年 イギリス同上、フランス約540名
- 1868年 イギリス約680名、フランス約200名
- 1869年 同上
- 1870年 イギリス同上、フランス約350名
- 1871年 イギリス約300名、フランス約680名
- 1872年 イギリス同上、フランス約250名
- 1873年 イギリス同上、フランス200名
- 1874年 同上
- 1875年 イギリス約270名、フランス約100名・・・撤退完了

3 岩倉具視の談判

時移り、大政奉還、王政復古のクーデターと戊辰戦争を徳川政権250年に終止符を打って、我が国が維新変革に歩み出したころの1869年4月27日、岩倉具視が、イギリス公使ハリー・パークスのもとを訪れた。

パークスは、1865年9月、兵庫港外に英仏米蘭4ヶ国連合艦隊を集結させて、極端な排外主義にこりかたまり、安政の通商条約を認めず、兵庫・大阪の開港・開市に待ったをかけていた孝明天皇に圧力かけて屈服させるなど、偉

大英帝国の砲艦・強面外交の申し子であり、本国外務省の訓令に従い、討幕、幕府のいずれにも肩入れしない中立外交を続けてきたが、他面ではアーネスト・サトウなど優秀なスタッフの類稀なる情報収集力に依拠し、中立を標榜しつつも、薩長両藩を中心とする討幕派による動乱収拾に期待をかける心情的討幕派でもあった。

一方の岩倉は、王政復古のクーデターの立役者、1868年1月3(慶応3年12月9日)、宮中小御所で行われた朝議(一般に小御所会議と呼ばれている。)の場で、土佐藩前藩主・山内容堂の「幼沖の(幼い)天子を擁して権柄を盗もうとするもの」との激しい抗議を、「御前であるぞ」一喝して沈黙させ、徳川慶喜に対する内大臣辞任と領地返還(辞官納地)の命令を決定させた人物で、文字通り明治維新の牽引車となったことは周知のとおりである。

注：この小御所会議の様子は、参考文献2の井上清『明治維新』(中公文庫『日本の歴史』20)に詳しく描写されているので、是非お読み頂きたい。

因みにパークスは、本国外務省に、岩倉のことを「あきらかに彼はたいへんな能力の持ち主である。」と報告しているほどである。

もっともこの日の会談は、岩倉は輔相(首相)を辞して、一時、政府から離れて頃のもので、パークスも岩倉も、お互い、心を割って話し合ったようである。とは言え、岩倉の発言は、当時の政府の意向を示すものと考えてよいだろう。

話は、期せずして外国軍隊の撤退問題に及んだ。当時、上述の英仏駐屯軍は、イギリスが第10連隊第1大隊・砲兵及び工兵の分遣隊の兵士およそ800名、フランスが海兵隊の兵士およそ250名であった。このやりとりは、実に興味深いので、**パークスが本国外務省に送った会議録**から抜粋してみることにする。

岩倉 わが国には「一寸の虫にも五分の魂」という諺がある。……あなたはわれわれに向かって、実力の行使を云々するべきではない。わが国土は小さく、国民の数は少ない。しかし、わが国は威嚇に屈しはしないであろう。たとえ力は弱くとも、抵抗するであろう。実力の行使をほのめかすことは、いたずらに敵意をそそののみである。先進諸国は、われわれに忠告をあたえ、われわれを説得することにつとめるべきである。……」

中略

パークス われわれは威嚇の手段として日本に軍隊を駐留させておこうとしているのでは決してない。それどころか、日本の状態がそれを許すようになり次第、速やかに撤兵したいと考えている。現に数日前、わたしは「首相」（輔相三条実美）にたいして、われわれが日本に兵力を駐屯させるという犠牲を忍ばねばならないのは、じつに不当なことだと、不平を述べたばかりである。

岩倉 ……本来、日本に外国軍隊が存在すべきではない。御門（ミカド）が条約を承認されたのだから、その遵守に関して、すべての国民は御門（ミカド）の意志に従うべきである。外国軍隊の存在は、われわれにとって不名誉なことである。何か難事が起こるたびに、われわれが外国軍隊によって粉砕される、というようなことを耳にするのは実に苦痛である。愛国者はそのような言葉を聞くのを唾棄する。このような言葉を聞くくらいなら、むしろこの島に一本の緑の木でも残っているかぎり、戦いを続けようとする人間がいくらでもいる。……

パークス ……この国に着任して以来4年になるが、その間、わたしはイギリス軍隊が撤退する日の来るのを待望してきた。そしてわたしの在任中にその日が来ることを希望している。……

岩倉 外国軍隊の撤退が行われるべきであることは、疑いを容れない。

中略

パークス イギリス軍隊の撤退は、あなたがた次第である。つまり御門（ミカド）の政府がイギリス人の安全を確保することができるようになれば、イギリスは撤兵するであろう。それゆえ撤兵の時期を決定するのは、あなたがたであるといえる。

岩倉 イギリス軍隊の駐屯は、まぎれもなくわが国にとって不名誉なことである。外国人を保護するのは、日本政府にとって恥ずべきことだとされた時代が、かつてあった。そういう時代はもはや過ぎ去った。

岩倉の論は、実に堂々たるものである。今日の保守政権にこれだけの気概を持つことを期待することは空しいばかりである。それに引き換え、パークスはどうか。ひたすら逃げの手を打ち、「われわれが日本に兵力を駐屯させる

という犠牲を忍ばねばならないのは、じつに不当なことだと、不平を述べた」などとまるで今日の某超大国の大統領のように、威迫しているではないか。

この話にはさらに後日談がある。

4 撤退

1869年4月27日のパークス・岩倉会談は、日本側は議事録を残していないのでパークスが本国外務省に送った報告文書に添付された会談録でうかがうほかない。これにだけを読むと、パークスは、一応、紳士の言葉で対応しているようであるが、実際は、怒髪天を衝く勢いであつたろうことは、「応接のたびごとに怒罵愚弄の甚だしく、如何に鉄面皮無識の宗城にても堪え忍びがたし」と、外国官知事（外務大臣）伊達宗城がその直後の5月1日付岩倉宛て書簡で漏らした泣き言を読めば、おおよそ察しがつくであろう。

とにもかくにもイギリス軍撤退の言質をとった岩倉は、「日本の開国はまさに今日から始まる」と意気盛んであつた。

パークスは、それでも一気に撤退を決断したわけではない。パークスが動いたのはそれから9ヶ月後のこと、まずは部分的撤退であつた。1870年2月に本国外務大臣に、当時駐屯していた第10連隊第1大隊と砲兵・工兵の分遣隊約800名に代えて、250名ないし300名の海兵隊を新規に駐屯させるという具申をしたのであつた。曰く、「毎日何が起きるか、だれにも予言できない日本のような激変しやすい国の場合、軍隊を一時に、且つその全員を撤退させるのは危険なことだと思う。」と。

かくしてパークスの具申が本国政府に採用され、日本側には事前通告なしで現駐屯部隊およそ800名が横浜を去り、入れ替わりにおよそ300名の海兵隊が横浜に上陸したのは1871年6月末のことであつた。このときフランスは、およそ300名の海兵隊に代えて、歩兵2中隊、およそ200名に縮小している。

この頃のが明治政府の動きを、ワンポイントで語ると以下のとおりである。

岩倉が、郷里にあつて自藩の経営にいそしんでいた西郷隆盛、板垣退助を説き伏せ、中央政府に復帰させたのは、1871年3月（明治4年1月）のこと

であった。これで王政復古のクーデター、戊辰戦争を闘い抜いた面々が、再び政府に顔をそろえることとなった。

同年4月から7月（同2月から6月）にかけて、鹿児島、山口、高知の各藩は、それぞれ申し合わせの上、政府に藩兵を提供して、公称1万名からなる帝国陸軍(親兵)が組織された。

この力をバックにして、同年8月29日(同7月14日)、廃藩置県が一気に断行された。

かくして、わが国は、ようやくにして各藩分立体制に終止符を打ち、中央集権国家体制へと変貌を遂げることができた。

さて外国軍隊撤退問題のその後を見てみよう。

パークスは、上記部分撤退の段取りをつけた後、おおよそ5年に1度、1年程度の賜暇が与えられるというイギリス外務省の規則に従い、1871年4月、賜暇をとり、イギリスに帰国した。しかし、そのイギリスで、再び、岩倉から、その問題をむしかえされたのである。

岩倉を全権大使とする米欧遣外使節団が、横浜を出港したのは、その8カ月後、同年12月23日のことであった。使節団の主たる目的は、友好・親善関係を深め、先進諸国の制度・文物に係る見聞を広めることであったが、安政の通商条約の交渉開始期限をまじかに控えて、各国の考え方を聞き、意見を取り交わすことも従たる目的に含まれていた。

使節団が、イギリスに入国したのは、その前の訪問国アメリカで少し手間取ったため、翌1872年7月3日のこと、ロンドンに到着したのは同年8月17日ことのでであった。

ようやく岩倉とグランヴィル外務大臣との会談が実現したのは同年11月22日、それを皮切りに、同月27日、翌12月6日と3回行われ、いずれもパークスも陪席した。

その第2回会談の最後に、グランヴィルから「そのほかにお話しがありますか」と促されて、岩倉は、横浜駐屯軍の撤退要求を持ち出した。グランヴィルは面喰ったのか、「熟考の上お答えします。」と即答を避けた。そして第3回会談で、熟グランヴィルは、間もなく帰任することになるパークスの現地からの報告を受け取るまでは、撤兵の期日について確たることは言えないと逃げの手を打った。しかし、これで引き下がる岩倉ではない。日本側の会談記録によると以下の問答が行われた。

岩倉 ……(英国は諸外国の手本となるべき国だと持ちあげて) 然るにかような英国政府にて、なおご不安のところより兵隊を今もって御引上げこれなきは、日本の人民をして開化の運びに進ましむの手段これなし。拙者どもにおいては深くこれを残念に存じそうろう。

グランヴィル 至極ごもつともそうらえども、とうてい公使の実報得そうろう上ならでは、解兵の儀はかり難くそうろう。

(このあと5分に及ぶ重苦しい沈黙)

岩倉 右のご挨拶にてはせんかたこれなくそうろう。

パークスは、この会談のあと、自らの感想を交えたメモランダムを作成してグランヴィルに提出しているが、その中で「日本へ帰任後、海兵隊の撤退を本国政府に勧告できるような状態の存在を報告できる希望なしとしない。」と述べている。さすがに心を動かされたのであろう。

岩倉の粘り、迫力、不羈独立へ執念。外国軍隊の駐留を認めているようでは独立国とは言えないのだ。今日の政治家も、少しは見習ってほしいものだ。なお岩倉は、フランスにも同様の要求をしていることは当然のことである。

大急ぎで、英仏駐屯軍のその後を見ておこう。1873年11月に、フランス公使とパークスと撤退問題について協議している。フランス公使が近く撤兵予定と告げたので、パークスも撤兵を決断し、本国外務省に、現駐屯軍の交代時期が1874年春に来るので、そのときに撤兵することを具申して、その承認を得た。

もつとも1874年2月に佐賀の乱、同年5月台湾出兵など不穏な情勢が続いたことが原因で、それは遅らされ、英仏駐屯軍の撤兵が完了したのは1875年3月1日となった。

(第一話完)

第二話 『ニワトリからアヒルの帝国軍隊』

1 帝国軍隊の創業の銘

帝国軍隊の歴史を少したどってみたい。

戊辰戦争を戦ったいわゆる官軍は、薩・長・土・肥を中心とした雄藩の藩兵からなる寄せ集めの軍隊であった。それらはおおいに働き、旧幕軍の反抗を鎮定するに貢献したが、戦役の終結とともに、続々と帰藩して行った。それら藩兵が帰藩してしまうと、中央政府には、旧幕府から接收した富士山・朝陽など4隻の軍艦からなる海軍などわずかの兵力のほか、見るべき兵力は存在しなくなった。

この状態を一新したのが、親兵の設置である。

1871年2月22日、鹿児島藩歩兵4大隊、砲兵4隊、山口藩歩兵3大隊、高知藩歩兵2大隊、騎兵2小隊、砲兵2隊の合計1万を親兵として、兵部省管轄下に置くことが発令された。『陸軍省沿革史』（山縣有朋編・1903年）には、これにより「初メテ兵ヲ朝廷ニ備フルヲ得ルに至レリ」とある。

公称1万からなる親兵の集結が完了したのは同年6月下旬のことであり、ここに兵部省管轄の帝国軍隊（陸軍・海軍）が誕生したことになる。

しかし、同年12月、兵部大輔（注：卿が長官で、大輔は次官であるが、このとき卿は空席であったので事実上の長官であった。）山縣、兵部少輔川村純義・兵部少輔西郷従道らの手になる『軍備意見書』によると、これは国内の動乱を鎮圧するものに過ぎず、対外防衛に堪えないと指摘する。

所謂親兵ハ、其実聖体ヲ保護シ禁闕ヲ守衛スルニ過キス。四管鎮台ノ兵、総テ二十余大隊。是内国ヲ鎮圧スルノ具ニシテ、外ニ備フル所以ニ非ス。海軍ノ如キハ数隻ノ戦艦モ未タ全ク完備ニ至ラス。是レ亦果シテ外ニ備フルニ足ランヤ。

その上で、同意見書は、わが国固有の領土、内地を守るための兵備として、砲台の構築と軍艦の建造と海軍の拡張を提言する。

皇国沿海ノ防禦ヲ定ム。則チ戦艦ヲ造ル也。海岸砲台ヲ築ク也。……
皇国沿海万里四面皆敵衝ナレバ、悉ク砲台ヲ併列シ、之カ備ヘヲ為ス能ハス。
故ニオオイニ海軍ヲ皇張シ、至大ノ軍艦ヲ造リ、砲台ノ及バザル所ヲ援ケ、内地ヲ保護スベシ。

今日の言葉に翻訳すれば、**専守防衛**である。

1872年2月、兵部省が解体されて、陸軍省と海軍省となり、軍備増強が実務的進められていく。同年12月には「**全国徴兵の詔**」が発せられて国民皆兵制度に進む。その趣旨を説明した「**太政官告諭**」は、もともとわが国は古来、国民皆兵であったが、後に、双刀を帯び、威張りかえって何の仕事もせず、あまつさえ人を殺しても何の罪も問われない兵農分離の弊を訴えた後、次のように言う。

然ルニ大政維新、列藩版図ヲ奉還シ、辛未ノ年ニ及ビ、遠ク群県ノ古ニ復ス。
世襲坐食ノ士ハソノ録ヲ減ジ、刀劍ヲ脱スルヲ許シ、四民漸ク自由ノ権ヲ得シメントス。コレ上下ヲ平均シ人権ヲ齊一ニスル基ナリ。

注：辛未ノ年 かのえひつじの年。明治4年のことである。

つまり、武士を廃して、国民皆兵制度にすることにより、四民平等、自由・平等の世の中にすることができると言っているのである。

翌1873年1月4日発布の徴兵令には、徴兵令の施行により従来の4鎮台を6鎮台とすることとし、「以上六鎮ヲモツテ全国兵備ヲ管シ、所属ノ府県ヨリ毎歳ノ定員ヲ徴募シ、以テ管内ノ守衛ニ充ツ。」と明記されていた。

以上、帝国軍隊の創業の銘は、専守防衛、四民平等と自由の担い手、各鎮台の管内の守衛であったことを確認しておこう。

2 砲艦外交・・・征韓論

帝国軍隊が、はじめて海外で威嚇の具として用いられたのは1872年9月

のことである。

1871年12月、岩倉具視、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文らが米欧遣外使節団に加わり、米欧諸国歴訪に出かける間際、彼ら使節団に加わるメンバーと三条実美、西郷隆盛、大隈重信、板垣退助ら留守を預かる面々との間で、留守政府は、これまでの政策、施策を変更せず、重要な事柄は必ず使節団メンバーと協議するなどとしたためた十二箇条からなる誓約書を取り交わしていた。

ところが、この留守政府の面々、いずれも一筋縄ではいかない者ばかり、こんな誓約書、どこ吹く風とばかりにどんどん独走を始める。その最たるものは後世から征韓論の名で呼ばれる外務卿副島種臣が推進する対朝鮮強硬外交策であった。

勿論、征韓論は、留守政府において突如持ち上がったものではなく、根は深く、18世紀終わりころから、朝鮮圧服もしくは朝鮮善導など日本の優越性を誇示する論が一部に説かれていた。かの吉田松陰も、兄杉梅太郎に宛てた書簡で「取り易き朝鮮・満州・支那を切り随え、交易にて魯国に失う所は又土地にて鮮満にて償うべし」と述べているように、その一人であったと云っていい。

しかし、朝鮮とわが国の関係は、幕末も国交は断絶することなく、釜山近くの草梁に倭館を置き、朝鮮の特許状と対馬藩主の特許状を対馬藩の船と人を通じて交易がなされていた。

戊辰の内乱の終結のめどがたった1868年12月（会津藩の降伏は同年1月6日である。）、政府は、対馬藩を通じて朝鮮に対し、王政復古を告知する文書（「書契」と呼ばれる。）を交付しようとしたが、朝鮮は、その文章中に「皇」とか「勅」とかいう天皇を朝鮮王の上位にあることを示す文言が使われているとの理由で、受理しなかった。

当時、朝鮮は、1864年に即位し高宗（コジュン）の父、つまり大院君（テウォングン）が実権を握り、原則的で強硬な攘夷の施策が断行されていた。それは状況に応じて柔軟に姿態を変えるいわば方便としての攘夷主義に対し、原理的攘夷主義と言うべきものであった。朝鮮が契書を受理せず、わが国との国交を鎖そうとしたのは、原理的攘夷主義からの反発もあったのかもしれない。

これを無礼だと気色ばんだのは、まず木戸孝允であった。彼は、1869年1月末、これを咎めて「神州の威を伸長せんこと」を岩倉具視に提言している。外務省は、さっそく対朝鮮政策を立てるべく、久留米藩の頑固な攘夷主義者として知られた佐田白茅（さだはくぼう）らに命じて調査を開始した。その結果、

いくつかの提言書が外務省に提出されたが、方法論として硬軟二様の差はあるものの、いずれも最後は武力制圧せよということでは一致していた。

しかし、勇ましい提言も、なかなか実行できるものではない。既に述べた如く、1871年になると、王政復古と戊辰戦争を闘い抜いた三条、岩倉、西郷、木戸、大久保、板垣、大隈、伊藤、山縣ら豪華絢爛たる陣容を整え、廃藩置県を一気に断行した政府ではあったが、内部に意見の相違を抱えて、なかなか踏み切ることはできなかつたのであろう。

まさしく鬼のいぬ間の洗濯とばかりに、独走を始めていた留守政府は、征韓論でも、突っ走ろうとした。

最初に先頭に立ったのは外務卿副島種臣であった。彼は、1872年9月、草梁倭館を外務省の直轄下に置き、大日本公館とした上で、そのための整理・交渉と、あわせて侵攻の下準備としての調査・測量を行わせるために、部下の外務大丞（現在でいえば外務審議官クラスだろう）という花房義資に命じて、軍艦春日と汽船有功丸に乗船させた歩兵二小隊を率いて草梁に赴かせた。これは、欧米列強が先鞭をつけた砲艦外交そのものであった。

これに対し、朝鮮当局は、一切交渉に応じず、倭館との窓口となる役人の引き揚げ、朝市の閉鎖、公館のまわりを練り歩かせる、さらには公館における交易活動に対する監視と取り締まりの強化をしたりして対抗した。

かくして留守政府において、一気に征韓論が沸騰して行く。三条は、1873年1月、重要案件山積を理由に米欧遣外使節団の木戸、大久保に召還命令を出す。5月、大久保帰国、7月、木戸帰国、9月、岩倉ら残りのメンバー帰国。留守政府における征韓論の議論の過程、それに引き続く明治六年の政変と呼ばれる政治過程を経て、同年10月、一旦、征韓論には幕が引かれたようであった。その経緯は第三話『大西郷は永続革命をめざしたのか？』で、詳しく見ることにする。

アーネスト・サトウは、同年10月26日、その日記に以下のように書いている。

「朝鮮との戦争の問題をめぐって、副島と西郷と板垣が辞職した。かれらはこの戦争を強く望んでいた。後藤と江藤も辞職した。大隈と大久保と大木（喬任）

は残った。海軍卿勝安房と外務卿寺島と工部卿伊藤が後者に加わった。」

「副島は五万の兵を率いて朝鮮に侵攻するつもりであった。すなわち、これを二手にわけ、一方は朝鮮の北部国境東側に、他方は西側に向かい、それぞれの上陸地点に一万の兵を守備隊として残し、残りの兵力をもって南下する計画であった。」

「岩倉は強く反対した。この結果朝鮮との戦争ばかりでなく、台湾遠征計画も当分放棄された。」

注：アーネスト・サトウは、当時英国公使館の日本語書記官。当時、若干30歳。幕末に、イギリスの対日政策を、天皇を日本の主権者とする政権構想に近付けるのに貢献した。なお、くわしいプロフィールは、第三話『大西郷は永続革命をめざしたのか?』において述べることにする。

3 海外における武力行使のはじまり・・・征台の役

(征台の役・序説)

帝国軍隊が、海外で武力行使をした嚆矢は、征台の役であった。その経緯をたどってみることにする。

1871年11月、琉球の宮古島から本島に年貢を運んで帰路についていた船が遭難し、台湾南部の東海岸・パーヤオワンに漂着、乗組員66名中、54名が原住民に殺害され、残り12名が清国の地方行政機関に保護されるという事件が発生した。

かつて琉球国は、薩摩藩に服属するところであったから、この事件の報が伝わると、鹿児島県士族は、台湾（蕃族）征伐の声に沸き立ち、自ら出兵することを願い出るもの後を絶たない状況となった。こうした動きにおされて、翌1872年5月、時の鹿児島県参事大山綱良（実質上の県行政責任者）は、政府に次のような建白書を差し出した。

伏して願わくは綱良皇威により、問罪の使を興し彼を征せんと欲す。故に謹んで軍艦を借り、直ちに彼が巢窟を指し、その巨魁をほろぼし、上には皇威を海外に張り、下には島民の怨恨を慰せんと欲す。

しかし、政府としては、ようやく中央集権国家への緒についた現在、鹿児島県に軍艦を貸して、台湾（蕃族）征伐をさせることなど出来ようはずもない。

そこで、政府は、自らの手で、これを決行する検討を始めた。これを決行する上で、最大の難問は、清国の出方であった。台湾は、清国の領土であるから、台湾（蕃族）征伐が、清国との戦争に発展するようなことは避けなければならない。そこで、清国の出方を確かめる必要があったのだ。

少し時計を巻き戻すが、日清間で、日清修好条規の締結交渉が始まったのは、1870年8月のことである。外務省の権大丞というから現在なら局長クラスにあたる柳原前光らによる予備折衝を終えて、1871年4月、大蔵卿伊達宗城が全権大使となって、清国に乗り込み、清国側全権大使李鴻章との間で、交渉を重ねる。ようやくにして締結・調印に至ったのは同年7月であった。これは、相互尊重、相互援助、全権公使の交換、相互の開港場(横浜・神戸・上海・寧波など)での交易、相互の領事裁判権の行使に承認しあうもので、本文18条、付録の通商規側・海関税則33款からなる完全平等条約であった。

これに対して、パークス不在の間のイギリス公使の代役を務めていたアダムズ代理公使が、相互援助の条項が「攻守同盟」と解される余地があるとの懸念を表明、その批准に待ったがかかった。政府内からも、最惠国条項や内地通商条項がないなどの異論が出た。しかし、紆余曲折の末、政府は、結局、これを批准することに決し、1873年3月、副島外務卿を批准書交換のため、清国に派遣した。

その際、副島は実に巧妙に立ちまわった。日清修好条規の批准書交換を終えると、副島は、部下である前出の柳原前光を総理衙門（外務省）に遣わし、琉球・宮古島島民の遭難事件を説明させ、彼ら犠牲者は日本国の人民だとして、清国側の措置を尋ねさせた。清国側は、**蕃族は「化外に置き、甚だ理することなさざるなり」**と応じたので、柳原は、ただちに話を打ち切り、副島にその旨報告した。それだけ聞けば十分、これでかの台湾蕃族は清国民ではないし、その住む所は清国の有効に支配する地ではない、無主の民であり、無主の地だから、これに兵を派遣して討つことは、清国が容喙できることではないし、容喙しないだろう、こう副島は結論を下したのである。

イギリス公使パークスは同年3月帰任、副島は同7月帰国、早速、同8月に会談が持たれた。そのとき、副島は、清国との話し合いで、清国は、かの台湾蕃族の行為には何の責任も持てない、日本政府がこれを罰する権利を持っていると答えたと述べ、およそ1カ月後に、1隻ないし数隻の軍艦を派遣することになると語ったとのことである（パークスが本国外務省に送った覚書）。

実際に、台湾（蕃族）征伐が、実行に移されるのは翌1874年5月のことであった。

（征台の役・本論）

前に見たアーネスト・サトウの日記1873年10月26日の条にあるがごとく、征韓派の敗退で、台湾（蕃族）征伐も延期されるかに見えた。しかし、わずか4カ月後の、1874年2月、政府は、「台湾蕃地処分要略」を決定するに至ってしまった。これを主導したのは大久保利通、大隈重信であった。これに対し、木戸孝允は職を賭して反対の声をあげる（4月18日辞表提出）。山縣有朋も反対、伊藤博文は消極的意見であった。

反対の声は、政府部内だけではなく、英米両国公使からもあがった。

まず英国公使パークス。1874年4月7日付のパークスが本国外務省宛て報告書に次のように書かれている。

「日清両国に紛争をひきおこすおそれのある事件が突発した。日本は士族階級をなだめるために、台湾の原住民を懲罰する遠征軍を派遣しようとしている。この原住民なるものは、すくなくとも遠征の名目上の目的を提供しているが、真の目的は台湾の一部の獲得である。」

「清国政府の見解と意向を知るために、わたしはウェードに電報を打った。日本政府は、輸送用に外国船舶を雇用しようとしているからである。清国側がこの遠征を清国領土に対する侵略とみなす場合、イギリスは、危険、ことによったら戦闘行為に参加する危険をおかすことなしには、輸送に従事することはできない。他方、清国側がこの遠征に同意する場合、われわれとしては黙っているほかはない。」

注：ウェードは駐清英国公使。5月2日、清国側は、日本の遠征については何も知らないこと、台湾は蕃地もその領土であると主張していると、パークスに返信。

次に米国公使ビンガムであるが、彼は、台湾全土が清国の領土であるという前提に立ち、日本が台湾（蕃族）征伐を実行することは清国に対する敵対行為であり、そのような目的のために、アメリカの船舶とアメリカ人を使用するは認めない、断固として阻止すると抗議した。

思わぬ反対に直面した政府は、既に、台湾蕃地事務局を長崎に置き、その長官に大隈をつけ、西郷従道（陸軍中将）を台湾蕃地事務都督に任命して、遠征の準備に入らせていたが、**4月19日、急きょ延期を決定**した。大隈は、これに従い、遠征強行を唱える従道の説得に努めたが、従道は次のように述べて息まき、頑として聞き入れない。

「この際姑息の策に出れば、かえって志気をうっ屈させ、わざわざは佐賀の乱の比ではない。強いて止めようとするなら、国には累を及ぼさないように、命令に反した賊徒となって生蕃の地を襲う。」

同年2月に起きた佐賀の乱（江藤新平をかついだ佐賀県不平士族の反乱）を鎮圧し、江藤を含む領袖らを斬罪に処し、一段落つけて東京に戻った大久保も、5月3日に長崎にかけつけた。しかし、その前日の2日に、既に谷干城（海軍少将）が、約1000名の兵を率い、台湾へ向けて出発してしまっていた。そこで4日、あらためて長崎現地において、**大久保は、大隈、西郷が協議し、不都合が生じたときは一切の責めを負うとの決意のもとに、延期を覆して決行することを決めた。**

従道は、この決定を得て、残存部隊を率い、長崎を出航、台湾に向かった。22日、台湾社寮(しゃりょう)港に全軍（兵が約2200名、人夫・職人など後方支援要員約800名、総数約3000名）集結して行動を開始し、いたるところで村落を焼き払い、6月3日には原住民の居住地区を制圧した。

このとき台湾原住民の犠牲者の数は、はっきりしないが、23日の石門掃討作戦において「我凱旋兵は12の首級を得、その頭髪を青竹に縛り付け意気揚々之を担いで還った」と、日本軍による首狩りの蛮行の様子を派遣軍医が記録しているところから、推し量るほかはない。

一方、日本軍の方は、戦死者は十二名、マラリアによる病死者五百数十名であった。

（征台の役・始末記）

征台の役について、少し補足がある。その後始末である。これは実に興味深い経緯をたどるが、ごくあらましを述べるにとどめよう。

現地での軍事行動が、6月3日に完了した後も、英国公使パークスから、国際法違反だと厳しい追及がなされた。しかし、日本政府は、①清国は蕃地にた

いして何の権利ももっていない、②日本は蕃人を懲罰し、さらに蕃地の秩序維持、再発防止のために必要な一切の措置をとる完全な権利を有している、と突っぱねた。前年3月、副島種臣の使者、柳原前光が総理衙門（外務省）に赴いた際、清国側は、蕃族は「化外に置き、甚だ理することなさざるなり」と述べたことを論拠にしているのである。

その一方で日本政府は、7月15日、清国との交渉により、償金を獲得して撤兵するとの基本方針を決定、駐清公使として赴任していた柳原にその旨伝達し、交渉にあたらせた。しかし、当然のことながら、清国側の態度は硬化しており埒があかない。清国側は、前年3月の話自体も否定したのであった。言った、言わない、の水掛け論をしてもどうしようもないし、仮にそのような発言があったとしても、その発言を聞いて直ちに話を打ち切り、その言質を軍事行動の口実に用いるなどという日本側のやり口を清国側が受け入れるとは考えにくい。

そこで一切の責めを負うと豪語していた大久保は、自ら和戦を決する権を含む文字通りの全権弁理大臣となって、清国にわたり交渉することとなった。その決定をみたのは、8月2日のことであり、16日には、大久保は日本を立った。

しかし、大久保が出て交渉が前に進むわけではない。清国側は、自国の領土に不法に侵攻し、軍事行動をされながら、それを不問に付し、あまつさえ償金を払うなど到底できることではない。日本側は、弾劾を受けたまま撤兵するわけにはいかない。いよいよ決裂かという危機に陥る。しかし、いかに強がりと言っても、両国とも、この時期に戦端を開くに至ることなど望んではない。そこでその間隙について、駐清英国公使ウェードが、巧みに仲裁作業を行う。

実に延々2ヶ月半、清国側から「両便の弁法」（「お互いの顔が立つ方法」という意味だと思われる。）発言を引き出した大久保の粘り（この粘着質ぶりにはおそらく清国側も閉口しただろう。）、交渉決裂して帰朝するもやむなしとの揺さぶり、それを上回るウェードによる懸命の仲裁作業、これらの功が実って、ついに10月31日、交渉は妥結を見た。取り交わされた協定書の内容要旨は以下のとおり。

第1条 日本国は、保民義挙の行動と主張。清国は、不是としない。

第2条 清国は日本国に撫恤銀、費用銀を支払う。

第3条 日本軍の撤退期限を同年12月20日とする。

別紙支払証書 撫恤銀10万両 費用銀40万両

ここに撫恤銀とは、罹災者遺族への給付金であり、費用銀とは日本が支出した諸雑費の補てんである。50万両は当時の邦貨にして約78万円、当時の国家予算における歳入が6000万円ほどであるから、多額というべきか、それほどでもないというべきか、私にはわからない。しかし、大久保は、この結果に満足し、その後政府内における威信を高めたところをみると、全体として首尾よしと評価されたのであろう。期限までに撤退が完了し、金銭の支払いもなされたことは言うまでもない。

この結果を政府内にあつて、ひややかに見ていた人がいる。参議兼官軍卿の勝安房である。

「政府がこの成功で有頂天になり、傲慢なふるまいに出ることをおそれている。しかし、近く予定されている大久保の帰国までは、その傲慢さがどのような方面にあらわれるのか、それを予測するのは不可能である。」(アーネスト・サトウが11月26日、勝を自邸に訪ね、勝の談話を録取した覚書)。

征台の役に、長くとどまりすぎたようだ。先を急ごう。

4 武力による威嚇、武力の行使の定着

(有司専制という名の久保独裁)

征台の役の後始末である北京交渉を「首尾よく」まとめて、大久保が横浜に帰り着いたのは1874年11月26日のことであった。大久保の威信は高まり、政府は大久保が主導するところとなったが、旧主君で維新改革に対する不平・不満の塊、守旧派の頭目であった左大臣島津三郎久光が目を光らせており、大久保にとっては何かと遠慮がある。その上、征韓派の西郷盛、板垣、後藤、副島、江藤の下野、さらには征台の役に反対した木戸の下野で、政府は弱体化している。そこで木戸、板垣の再登板を図って、1875年1、2月、はじめに大久保、木戸が、続いて木戸と板垣があいついで会談を持ち、これに引きつづいて翌2月、大久保、木戸、板垣、井上(馨)、伊藤の五者会談が行われた。これらの会談は、いずれも大阪で行われたことから、一般に全体をひとまとめにして「大阪会議」と呼んでいる。

「大阪会議」では、以下の4点が確認され、木戸と板垣は、3月にあいついで参議に就任した。

- ①権力独占を防ぐ。そのため元老院を設け、立法の審査をさせ、他日国会を解説する準備をする。
- ②大審院を設け、司法権の基礎を固める。
- ③地方会議を設けて、地方の民情の把握をする。
- ④天皇の政治への注力を図る。そのため参議と各省長官たる卿とを分離し、内閣は参議のみより構成し、天皇の輔弼に専念する。

これを受けて、4月、次の詔書が発せられた。

「・・・元老院ヲ設ケテ以テ立法ノ源ヲ広メ、大審院ヲ置キ以テ審判ノ権ヲ鞏クシ、又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ図リ、漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ、汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼オント欲ス。」

これが漸次立憲の詔と言われるものである。

しかし、穏やかな日々は続かなかつた。まもなく有司専制政治という名の大久保独裁政治が始まる（10月、島津、板垣辞任、さらに翌年3月、木戸辞任）。まさしく勝の「政府がこの成功で有頂天になり、傲慢なふるまいに出ることをおそれている。」との予感が的中してしまう。

歴史家・井上清の表現を借りれば、大久保は、不断に對外危機を作り出し、豪気果断、明敏審密の手腕をもって解決を図ろうとしたのである。

それを全て述べるがこの小論の目的ではない。テーマの「ニワトリからアヒルの帝国軍隊」に即して、簡単に述べるにとどめよう。

なお、大久保は、1878年5月14日朝、登庁の途中、島田一良ら6名の士族に襲われ、非業の死をとげたので、これら全てを見届けたわけではない。

(琉球処分)

まずは琉球処分である。征台の役を通じて、清国も琉球を日本国に属することを認めたと強引に解釈した大久保は、早速、これを名実ともに日本国に属するものとする措置を次々にとつた。

既に、1872年9月14日、琉球王国を改めて琉球藩とし、国王尚泰(しょうたい)を「藩王」とし華族(侯爵)に列せしめる措置がとられていたが、大久保は、1875年7月、腹心の内務大丞(現在なら内務審議官とでも言うところか。1878年職制改正により大書記官。)松田道之を琉球処分官に任命し。に派遣、清国との冊封と朝貢関係の廃止、明治年号の使用などを厳命させたが、琉球藩王は抵抗し、これに応じようとはしなかった。

1879年1月、松田は、再度、琉球を訪れ、同様の命令を伝達したが、琉球藩王はこれにも応じなかった。

3月、松田は、みたび琉球を訪れる。今度は、丸腰ではなく、約160名の警察官と熊本鎮台の兵約400名を率いて。

4月、松田は、この力で威圧し、琉球藩を廃止、沖縄県設置、さらに5月、尚泰を上京させた。

しかし、王族や士族の清国への亡命などによる抵抗が続き、農村の地方役人層にまで抵抗が波及(県政加担者を殺害した「サンシー事件」など)。

この琉球処分と呼ばれる強硬措置は、後の日清戦争の要因の一つとなったのである。

(江華島事件)

わが国における征韓派の敗退直後の1873年12月、朝鮮では、大院君(テウオンゲン)が失脚、高宗(コジョン)が新政権(高宗の妃・閔妃の一族が実権を握ったので閔氏政権と呼ばれる。)を発足させ、庶政親裁を宣言した。新政権は大院君を全否定することを打ち出したので、日本への対応も見直し必至となった。とりわけ、翌1874年翌年5月、征台の役が始まると、余勢を駆って朝鮮にも攻め込むのではないかとの憶測が新政権を悩ませた。

草梁の大日本公館(かつて対馬藩の管轄下にあった倭館を1872年9月に外務省が接收し、大日本公館としたことは前に述べた。)には外務省七等出仕広津弘信(現在で言えば本省課長もしくは課長補佐クラスと思われる。)が赴任していた。広津は、朝鮮新政権の動きを見逃さず、今が交渉を進めるチャンスとばかりに外務省に報告をあげた。その結果、上位者である外務省出仕六等森山茂とともに交渉を始めることとなった。しかし、朝鮮側の態度は相変わらずであった。

広津は、森山の命を受けて、1875年4月、帰国し、外務卿寺島宗則に対し、新政権の動向を報じ、軍艦を朝鮮近海に派遣し、海路の測量などをして新

政権にゆさぶりをかけつつ、交渉申し入れをするのがよいとの建言をした。

政府は、その建言をいれたのであろう。翌5月末、軍艦雲揚（うんよう）が釜山入港、続いて軍艦第二丁卯（ていぼう）が入港した。両艦は、砲撃演習を行うなど、さかんにデモンストレーションを行った。

9月20日、21日に、突如、王都漢城（ソウル）西方、漢江（ハンガン）河口に広がる江華島（カンファンド）において、大事件が発生する。

『大日本外交文書』に掲載された雲揚艦長・井上良馨の同年10月8日付報告書によると、「9月20日、清国牛莊へむけて航海中、飲料水の欠乏を認めた。翌21日、飲料水を求めて、ボートを降ろして自らこれに乗り込みに乗りこみ、江華島に向かっている途中、同島に設置された砲台から突如砲撃を受けた。すぐに帰艦し、ただちに反撃のため砲撃を開始し、江華島砲台を破壊。尋問のため、永宗城島の要塞を占領した・・・」とされている。

ところがこれはねつ造であった。

実際には、秘匿された同年9月29日付同人作成の報告書があったのである。それによると「長崎から清国牛莊までの航路研究の命を受けた。20日、江華島塩河河口付近でボートを降ろして、測量、調査及び朝鮮官吏に対する尋問のため、自らこれに乗り込み、塩河を遡ったところ、同島に設置された砲台や営門から大小砲の攻撃を受けた。小銃で反撃しつつ、帰艦。人的損害なし。翌21日、雲揚にて塩河を遡り、攻撃を加える。第三砲台を砲撃して破壊、昼食後、第二砲台に陸戦隊を揚陸させ焼き払う。翌々22日、永宗島砲撃。陸戦隊を上陸させ、朝鮮側の35名余りを殺し、16名を捕虜とした。陸戦隊の負傷者は2名、うち1名は帰艦後死亡。捕虜は、捕獲した大砲36門、小銃等を運ばせた後解放。同夜は翌日午前2時に至るまで祝宴。さらに翌々々23日、運びきれなかった捕獲品を積み込み、帰還の途に。」

測量、調査及び朝鮮官吏に対する尋問のため、ボートで塩河遡上したのが、発端であり、雲揚の反撃（攻撃）は、その場でなされたものではなく、翌日、翌々日である。しかも被害は、ほぼ一方的に朝鮮側に生じており、日本側は、戦利品まで捕獲し、祝宴さえ張っているではないか。世にこれを江華島事件という。

これを無法な武力攻撃と言わずして何と言おうか。岩倉、大久保、伊藤らによって征韓論者とされた西郷は、「なにぶんにも道を尽くさず、ただ弱きをあなどり強きを恐れそうろう心底より起こりそうろうもの」と評している（『西郷隆盛伝五巻126頁』ことを想起せよ！

（日朝修好条規）

江華島事件を、ねつ造した報告書に基づいて、朝鮮側の無法な武力攻撃とさかさまに描き上げた政府が、参議兼開拓使長官黒田清隆を特命全権弁理大臣とし、井上馨を副大臣として、6隻の軍艦（乗り組んだ兵員は総計おおよし4000名）を率いて、朝鮮問責の談判に向かわせたのは、翌年1876年2月10日であった。そのとき山縣陸軍卿は、大軍を率いて、下関で待機させていたという。

そのわずか2週間余り後の同月27日、日朝修好条規が調印された。それには、朝鮮を自主の邦として清国から切り離し、関税はゼロ、日本通貨の流通、開港場から4キロメートルの内地通行権、朝鮮沿岸の測量権を認める、治外法権など、一方的な不平等条約であった。

これもまた後の日清戦争の一つの要因になったのである。

5 アジアの憲兵・侵略の軍隊へ

帝国軍隊は、かくして海外で武力行使をし、外国に自己の要求をおしつけるための軍隊となったのである。かくして帝国軍隊は、専守防衛と国内の治安維持と四民平等と自由の担い手たりとする創業の銘を完全に放擲することとなったのであるが、そこに至るまでに、わずか4年しかかからなかった。

そこからさらにアジアの憲兵となるには、もうひとつ飛びである。その筋書きを描き、実践して行ったのは、帝国軍隊のドン、山縣有朋であった。

（進隣邦兵備略表）

1880年11年、帝国軍隊参謀本部長（当時は海軍の軍令も統括した）・山縣は、『隣邦兵備略』を上奏した。その概要は以下のとおりであった。

国際関係を、万国対峙、各国国境を画して軍備を強固しなければ独立を守る

ことはできないと認識、条約や国際法を、強者の名目、弱者の悲哀を訴える道具に過ぎないと断じる。

その上で、西欧列強や清国の軍備を過大に計上し、これと対峙するための軍備を早急に整備する必要性があることを訴えた。

(陸海軍拡張に関する財政上申)

1882年8月、山縣は、「陸海軍拡張に関する財政上申」において、さらに切迫感を加えて軍備増強を訴えた。

西洋列強は遠いのでそれはおくとして、直接近傍の国（清国をさす。）の状況を見ると、陸海軍を拡張し、大艦隊を擁し、四方に展開しなければ、わが国をあなどる直接近傍の国（同前）に乗ぜられてしまう。「坐シテ此極ニ至ラハ我帝国復タ誰ト俱ニ其独立ヲ維持シ、誰ト俱ニ其富強ヲ語ラン。」

(主権線・利益線)

その後、山縣の上奏、上申に従い、わが国の軍備増強が図られたことは言うまでもない。

やがて明治憲法が公布され、1890年11月29日施行となるが、その施行日に第1回帝国議会が開会される。このとき山縣は、内閣総理大臣に任ぜられており、翌12月6日、施政方針演説で、以下のように演説した。

「思うに国家独立自営の道は、一に主権線を守御し、二に利益線を防護するにあります。何をか主権線という、国境これです。何をか利益線という、わが主権線の安全とかたく関係しあう区域これであります。今日列国の間に立って、国家の独立を維持しようと欲するなら、ただ主権線を守るのみでは足りいとせず、必ずや利益線を防護しなくてはなりません。それゆえに陸海軍に巨大の金額をさかなくてはなりません。」

主権の及ぶ範囲即ち国境の外にそのバッファゾーンとして利益線を取り、その防護のため軍備を増強しなければならないと山縣は言明した。利益線は、朝鮮に、台湾に、満州に、更に中国、アジア全体に広げられ、同時に、国境も広げられていく。その基いは、ここに据えられたのである。

6 まとめ

ここまで読み進めて頂いた方には、もうおわかりであろう。帝国軍隊の創業の銘は、実は、憲法上の疑義を押し切って、1954年7月、戦後のわが国に創設された自衛隊の任務と同じである。それは専守防衛と公共の秩序の維持である。

自衛隊は、以後、さまざまな任務を小出しに追加されてきた。しかし、2016年3月の安保法制の施行後も、この大枠を維持することを政府も明言しているのではないか。即ち、自衛隊は、創設後63年も経た現在も、海外で武力行使をすることはできないのである。それは何故か。それは世論とそれに依拠した国民運動に裏打ちされた憲法9条1項、2項の規範としての力である。

憲法9条をなくす、あるいはこれを改定して、1項、2項の規範性を弱めればどうなるか。それは帝国軍隊の足取りをみれば言わずもがなである。

第二話完

第三話 大西郷は永続革命をめざしたのか？

1 はじめに

最初に確認しておいたことがある。それは次の二点である。

一点目 明治維新は革命であったのか。

これは古くから論争テーマであった。

まず、マルクス主義者らの争い。講座派と言われるマルクス主義者（戦前、岩波書店から刊行された『日本資本主義発達史講座』を執筆したグループ及びこれを継承した人たち）は絶対主義（封建地主階級と資本家階級の両者に基礎を置きつつ、それらからは相対的に自立した天皇制官僚による支配）への転化であったと説き、また労農派はと言われるマルクス主義者（戦前の雑誌『労農』の寄稿者グループ及びこれを継承した人たち）は、不徹底なブルジョア民主主義革命であったと説く。

次に、世界史的に見る革命のイメージからくるもの。革命とは、フランス革命やロシア革命、あるいは中国革命のように、下からの大衆的参加による社会変革というものであり、王政復古の大号令とともに始まった上からの変革という歴史的経過を持つ明治維新は、そのイメージから遠い。実際、「明治維新」を、英語で表現すると、“Meiji Restoration”である。

しかし、土地に緊縛され領主に隷属した農民の解放、旧支配階級である世襲坐食の武士と封建領主の廃絶、四民平等と自由、法治主義への転換など巨大な変革をもたらした明治維新は、広い意味で、やはり革命であったと言ってよいだろう。

注：坐食とは働かないで飯を食うという意味。

二点目 大西郷（大西郷とは西郷隆盛のことである。明治維新において果たした役割の大きさと弟の従道と区別すること、その両者の意味をこめて大西郷と呼ぶ。しかし、以下では単に「西郷」と言う。）は、士族の権益擁護と支配温存を第一義としたのか。

この点については以下のことを指摘しておこう。

まず旧藩主の父・島津久光の「建白書」と「罪状書」。

「建白書」は1872年7月27日、西国巡幸で、鹿児島を訪れた天皇に久光が提出したもの。その中に、西郷が筆頭参議として推し進める最近の政府の施策を、共和政治の悪弊に陥っていると激しく攻撃する文言があった。

「罪状書」は、1872年12月、久光が、西郷に直接つきつけたもの。全部で14ヶ条に及ぶが、その中に、士族から武器をとりあげたのはけしからん、脱刀・散髪を認め、士族・庶人間の通婚を自由にしたことは風俗を乱す、四民平等としたことの処置は国威に関係する重大事であるなどという項目がある。つまり西郷は士族を貶めていると言うのである。

次に、西郷は、士族の切り捨ての究極策である「秩禄処分」を推進したこと。遣外欧米使節団に加わり、アメリカに滞在している筈の大久保利通に送った1872年3月23日付書簡で、廃藩置県の事後処理である藩札消却がうまく進んだこと、この機会に華族・士族に給付している秩禄の消却もやってしまうべくアメリカから3000万ドルの外債借入れを決めたことを伝え、「この機会を失うべからず、両全の方法」と自賛し、大蔵少輔吉田清成をアメリカへ派遣したので協力方を依頼している。

注：①使節団一行が、横浜から海路でサンフランシスコに到着したのは1872年1月15日、その後陸路でアメリカ大陸を横断し、同年2月29日、ワシントンに到着した。しかし、にわかには使節団の目的にはなかった条約改正交渉に入るといふ成り行きとなり、元首たる天皇の委任状をもらいけるべく、大久保と伊藤が、同年3月20日、アメリカを立て、一時帰国の

途に着き、この書簡が送られた日から1ヶ月余り後の同年5月1日、大久保らは、横浜に降り立った。

② 廃藩置県後は、華族・士族は国から家禄を受けることになった。さらに戊辰戦争で官軍に加わった者には賞典禄としての家禄の二十分の一が与えられていた。両者あわせて秩禄というのであるが、秩禄は、1872年当時の政府の歳出の約3割を占め、政府にとって財政上、大きな負担となっていた。

井上大蔵大輔が発案し、西郷も賛同して、1872年2月、閣議決定をした秩禄処分は、秩禄の額を減じた上、6年分を公債で交付し、以後の分は打ち切るという極めて急進的なものであった。その公債発行にあてる費用は、アメリカからの3000万円を上限とする外債起債によってまかなうこととし、外債起債交渉のため大蔵省から吉田を長とする使節団が派遣された。しかし、吉田らが、サンフランシスコに到着した3月12日、そこから陸路をとってワシントンに着いたときには、頼みとする大久保、伊藤は、既に日本に向かっており、不在であった。その上、森有礼駐米代理公使（少弁務使）が、この秩禄処分計画を激しく攻撃、岩倉も森も外債導入に不同意であるとする記事を現地の新聞に掲載させるなどの妨害活動をした。このため外債導入は、難航するとともに、日本国内でも反対の声が強まり、この急進的秩禄処分は後退を余儀なくされた。

要するに西郷は、1871年8月11日、参議として政府に加わって以後、廃藩置県を実現し、封建制度を改革し、近代化政策を推し進める責任者（筆頭参議）として、まさしく士族の権益と支配を掘り崩し続けていたのである。

さてこの小論では、「明治六年の政変」の意味、西郷が何をめざしたのかを順次説いていくことにするが、私にとって導きの糸となったのは、政変後2年も経ない1875年9月、政府が江華島事件を起こしたとの報を聞くや、西郷は、「何分にも道を尽くさず、ただ弱きをあなどり強きを恐れそうろう心底より起こりそうろうもの」、「樺太の紛議拒まんがために事を起こしそうろうもあい知れず、或いは政府既に瓦解の勢いにて、如何ともなすすべ尽き果て、早くこの戦場を開き、内の憤怒を迷わしそうろうものか、いずれ術策上より起こりそうろうもの」「遺憾千万」と憤慨した（篠原冬一郎こと国幹宛て1875年11月5日付書簡）事実である。これが世上言われる征韓論者の発する言葉であろうか？

注：篠原冬一郎こと国幹は、明治六年の政変時、陸軍少将・近衛長官。西郷に従い、これらを辞して、鹿児島へ帰還した。

2 西郷が政府に参画した前後の政治状況

「明治六年の政変」の意味、西郷がそこでめざしたものを解明するには、西郷が政府に加わる直前及びそれ以後、国政運営上いかなる問題があり、西郷はどのような問題意識を持っていたかを検討してみる必要がある。

(1) 西郷が政府に加わる直前

(有司専制への歩み)

1870年8月23日東京・集議院（公議所改め）の前で、わが国初代の文部大臣として名高い森金之丞有礼の実兄である元薩摩藩士横山正太郎が割腹自殺を遂げた。そのとき横山は、直訴の形式を踏まえて、一通の建白書を携えていた。それには以下の如き強烈な政府批判の条々が記されていた（原文をわかりやすく書き換えた。）。

- ① 大臣からして驕り、浪費、贅沢を尽くしている。上（かみ）は朝廷を誤らせ、下（しも）は貧しき者の飢餓に気付かない。
- ② 上位・下位の役人は華美となり、実利を得ることに汲々とする。
- ③ 朝決めたことを夕方には変える。万民疑い、寄る辺を失う。
- ④ 駅ごとに運賃を増やし、その上5分の1も税金を加算する。
- ⑤ 正直者を尊重せず、小器用な者を尊重する、廉恥の心を重んじない。
- ⑥ 官職に相応しい人を求めず、人のために官職をつくる。官職にあるものはただ上の言いなりである。
- ⑦ 酒食の交わりを重んじ、人としてなすべき交際を軽んずる。
- ⑧ 外国との条約がいいかげんなため常に争いを生じる。
- ⑨ 罪刑の法典がなく、賞罰は好き嫌いでなされる。そのため私的な恨みで冤罪を着せられる者もいる。
- ⑩ 上も下も自己の利益だけで動き、国は危うい。役人たちは恣意的で勝手なことをする。

同じ薩摩藩出身の大久保利通は、この建白書の内容を知って「忠志感ずべし」ともらしている。心打たれるものがあっただろう。しかし、ここで批判の対象となっているのは、大久保が起草し、1869年8月、三職（大臣、納言、参議）各自署名した次の四箇条の誓約書によって運営される自らの政府に対するものであることを、大久保は忘れていたようだ。

第一 機密厳守

第二 三職の熟議こそ意思決定の要諦である。

第三 三職の共同責任

第四 三職は、月に数度は各自の自宅を訪問しあい、親密にならねばならない（要するにお互いに飲食を供しあうということだ。）。

このようなことを通じて、一部の者の専権体制を生み出すことになる。有司専制は、既にその歩みを進めていたのである。

（西郷自身の問題意識）

では西郷自身はどのような問題意識を持っていたのであろうか。

西郷は、1868年秋以来、鹿児島に帰り、しばらく湯治などで羽を休めた後、鹿児島藩の顧問、大参事として、藩政改革にいそしんでいた。もっとも政府からは度々出仕の要請があり、その都度断っていたものの、政府の動きはウォッチしていたものと思われる。

そんな西郷を訪れ、その話を直接聞いた人物がいる。英国公使館書記官アダムズである。アダムズは、1871年1月9日から1週間ほど鹿児島に滞在し、情報収集を行っている。アダムズによると、西郷の側近の有力者（実は弟従道であった。）を通じて、西郷の考えを聴取し、パークス公使に『薩摩藩の現状』とタイトルを打った覚書を提出している（1871年2月8日付パークスの本国外務省への報告書添付文書）。それによると西郷は次のとおり語ったとのことである。

「中央政府は混乱を極めている。あまりに違った意見が多すぎる。今日有る計画が採用されても、明日になると別の計画が採用される（朝令暮改）。何人かの公卿たちがあまりにも強大な勢力を持ち過ぎている。かれらはまったく実務の経験がないので、右顧左眄するだけであり、その結果何事もなしえない。莫大な金が無駄に消費されている。このような制度がつづくならば、日本は一文無しの国になり下がるおそれがある。」

「鉄道建設は、江戸・横浜間の短距離なら異議はない。しかし政府の手持ち金はわずかなのだから、長距離の鉄道建設は凶るべきではない。もっと別の政策に力を注ぐべきである。」

「あまりにも重税が課せられているために、その日の暮らしにも困る国民の

利益のために、他に実行すべきもっと重要な政策がいくらでもある。」

西郷は、多少控えめに語ったようだ。アダムズより3カ月前に、庄内藩の藩士一行40名程が鹿児島藩を訪問、西郷と面談している（藩士の中には、戊辰戦争の際に、西郷の寛大な処置に感動し、西郷を慕う人たちが多かったようである。）。彼らに西郷が語ったことは、もっと辛らつである（庄内藩士犬塚勝弥の藩主酒井忠篤に提出した報告書『薩州滞留中の大略』。）。

「朝廷のお役人は何を致しておりそうろうと思ひそうろうや、多分は月給を貪り、大名屋敷に住居致し、何一つ職事あがりもうさず、悪しく申せば泥棒なり。」

「文明開化と申す事は、はばかりながら当今の勢いに御座なくそうろう。右手に筆をとり、左手に剣をおさげなされそうろうお気持ちにて、今一度御革政遊ばされそうろう上に、自然文明の勢いに立ち至るべきことと申されそうろう。」

さて、アダムズが鹿児島を去って約1カ月、1871年2月7日、勅使岩倉具視（大納言）が、鹿児島入りし、西郷に政府に出仕することを求めた。これに応えて、西郷が決断を下して、上京するのは、3月21日のことであった。

（2）政権の要石となった西郷

（西郷の建策）

おそらくこの岩倉訪問直後のことと思われるが、西郷は、日ごろ政府に対して抱いていた不満を解決するために、以下のような建策をしたため書簡を岩倉に送った。それは一般に、西郷の「24ヶ条意見書」と呼ばれている。残念ながらその原本は残っておらず、書物によって異なる記述がなされている。以下に紹介する記述は、猪飼隆明『西郷隆盛—西南戦争への道—』による。

「皇国の国体は此の通り、目的は此の通りと、本朝中古以上の体をもとに据え、西土西洋の各国までもあまねく斟酌し、一定不拔の大体を知るべし。」

「政権一途に出でざれば、分崩支離統紀なく、諸事貫徹せず。故に、廟堂上政権一に帰し、参政の人々常に闕下に（注：「皇居近くに」との趣旨）居住し、いかなる大乱変事あるとも政府に立たざるべからざる法を立つべし。」

「朝廷上より府藩県に至るまで、政令一徹に出て、前後一貫二場ならざるようにすべし。」

「上よりは府藩県一視同仁、その間一点の愛憎まじゆべからず。」

「郡県封建の制、なおまた評議すべし。方今現時（注：「最近」という意味だろう。）の形成を觀るに、郡県の制は長く行われがたからん。その弊害枚挙すべからざるに至らん。衆賢熟議の上、徐々にその制改むべし。」

「朝廷に兵権なければ、いわゆる空名を上に掲げ給うまでにて、ややもすれば諸藩兵威をもって上を動かし、朝意あい立つ期なし。」

（以下略）

西郷独特の晦渋な表現が散りばめられており、わかりにくいかもしれないが、超訳？すると、要するに彼の求めたものは中央集権制の確立と、統一され、公正で一貫性のある政治であった。

これもまたおそらくであるが、岩倉から、これに同意する旨の回答を得られたのであろう。それにより、西郷は、ようやくのこと政府に参画する決断に至ったのであった。

西郷が上京した直後の3月28日、右大臣三条実美邸で、岩倉、西郷、木戸、大久保、板垣、杉孫三郎（山口藩）の会談が行われた。その場で、上記「朝廷に兵権」をおくとの西郷の建策が協議され、採択され。これに基づき、4月2日、鹿児島藩歩兵4大隊、砲兵4隊、山口藩歩兵3大隊、高知藩歩兵2大隊、騎兵2小隊、砲兵2隊の合計1万の兵を徴集旨の命令が下され、同月11日、勅令によりこれらを兵部省管轄の下に、御親兵として編成することとなった。

（新たな政府の構成）

この時期の政府は、太政官制であり、太政官の下に外務、民部、大蔵、兵部、刑部、宮内の各省が置かれ、太政官を構成するのは右大臣、大納言、参議の三職で、その合議体が立法・行政の司令部として、今の内閣以上の強い権限を持っていた。

右大臣は、三条、大納言は岩倉、徳大寺実則、鍋島直正（佐賀）、参議大久保（鹿児島藩）、副島（佐賀藩）、広沢真臣（山口藩）であったが、広沢は、この年、2月27日に、暗殺された。

各省には、長官として卿、次官として輔（経歴などにより大・中・少の格付けがなされる。）が置かれていた。

西郷の上京後間もない頃から、岩倉、西郷、木戸、大久保、板垣らとの間で、

新たな政府構成の検討が進められ、ようやく決着したのは8月11日のことであつた。

それによると参議は一新して、新たに西郷、木戸が就任することとなり、各省の卿・輔も一新された。各省人事の主だったところを挙げると、大蔵卿に大久保、大蔵大輔に大隈、民部少輔に井上、外務大輔に寺島宗則が就任した。

これは西郷にとっても、一応満足のできるものだったようで、「このたびは俗吏もよほど落胆いたし、ぬれ鼠のごとく相成り申しそうろう」「大・少丞以下……続いて相発しそうろうつもり」と、かつての盟友・鹿児島藩の桂久武に書き送っている（8月25日付書簡）。西郷のいう俗吏とは、おそらく特定の者ではなく、王政復古、戊辰戦争を闘い抜き、維新革命のとぼ口にまで達したところで、初心を忘れ、停滞し、退廃を始めていた政府要人全体に対する批判の言葉であつたのではなかろうか。

（廃藩置県）

政府メンバーの一新は、維新改革を前進させる力となった。というよりもその力を蓄えるための一策であつたというほうが正しいかもしれない。

既に1869年に、各大名が、領地と領民を、国家に返上するという版籍奉還が実施されていたが、これは多分に名目的・形式的なもので、実質的には、各藩の領土・領民は、その後も各藩主の支配下にあつた。このような中途半端な状態がそのまま残される筈はなく、当然、その先に、名実ともに、領土、領民を国家に帰属させ、各藩主の支配を断ち切る抜本的な変革、即ち廃藩置県が展望されていた。

新たな陣容により基盤を強固にした政府は、そのわずか2週間余り後の1871年8月29日（旧暦明治4年7月14日）、これを一举に実現させてしまった。まるで直属の軍隊の威力、西郷の叱咤激励の声、木戸の冷徹な論理の力につき動かされるように。

ついに封建主義の根幹に大ナタがふるわれ、以後、わが国は中央集権の国民国家として、近代化の道を進み始める。

しかし、その進め方、国家の統治システムの構想、不平等条約の締結を余儀なくされた西欧列強諸国やアジアの近隣諸国と外交関係の構想、その他さまざまな人間臭い関係をめぐって、新たな対立と抗争が始まる。1871年8月末、

西郷は、否応なくその真っ只中に立つことになったのである。

その対立と抗争は多面的・重層的であった。

木戸の急進的改革志向とそれに反発する大久保の自己の権力基盤固め、これらはその新たな対立と抗争の一局面であった。

それに関して、西郷は、政策論では木戸を支持し、組織論では、大久保を支持したように思われる。それは結局のところ、権力基盤を固めようとする大久保を利する結果をもたらしたとも言えるのではなかろうか。

前者に関して言えば、廃藩置県実施後、堰を切ったように、10月、「華族・士族・平民間の通婚許可」、「被差別民の解放」、「田畑勝手作の許可」（耕作の自由）などが実施されたことが確認できる。

後者に関して言えば、次の制度と組織変更があげられる。

① 廃藩置県と同時に太政官制が改革された。これは太政官を、太政大臣、左右大臣、参議の合議制機関たる正院、立法機関たる左院、各省長官の協議・調整機関たる右院の三つの機関からなるものとするなどの改革である。太政大臣に三条、右大臣に岩倉、参議に西郷・木戸・大隈・板垣が就任。大臣が天皇を輔弼し、参議・卿を指揮する。岩倉と大久保とは、丁卯（ていぼう）以来、つまり二人が相謀って発動した1868年1月3日（慶応3年12月9日。丁卯とはこの年のこと。）王政復古の太政官令以来のツーカーの仲である。大久保にとっては、右大臣岩倉を通じて主導権を握れることは明らかで、この改革は、既に述べた有司専制の道を進めようとする大久保の意に沿うものであった。

② 9月、民部省が大蔵省に併合・廃止され、巨大な大蔵省が出現した。これは勿論、大蔵卿・大久保の権限強化となる。

3 岩倉遣外欧米使節団と留守政府

（1）モラトリアムは許されなかった

さて岩倉遣外欧米使節団（以下「使節団」という。）が横浜を立ったのは、同年12月23日である。そのメンバーの主だった顔触れを見てみよう。

特命全権大使／右大臣 岩倉具視 副使／参議 木戸孝允

副使／大蔵卿 大久保利通 副使／工部大輔 伊藤博文
副使／外務少輔 山口尚芳

使節団の意義、使節団の活動、その功罪等は、それはそれで興味の尽きない論点であるが、この小論では触れないことにする。ただ、まさに廃藩置県実施後、難問山積、新たな対立と抗争が始まっているこの時期に、このような豪華メンバーを揃えた使節団が派遣されたことに、私は、驚きを禁じ得ないとだけ言っておきたい。

これに対し、このとき残された政府（一般に留守政府と呼ばれている。）のメンバーの顔触れを見ると以下のとおりである。

太政大臣 三条実美 参議 西郷隆盛 参議 大隈重信
参議 板垣退助 左院議長 後藤象二郎 外務卿副島種臣
大蔵大輔 井上馨 兵部大輔 山縣有朋 開拓次官 黒田清隆

この顔触れを見ると、使節団のメンバーならずとも、独走したりはしないだろうかと心配になる。そのためか、使節団の主要メンバーと、留守政府のメンバーとの間で、それぞれ署名捺印までして取り交わした十二箇条からなる約束書を取り交わしたのであった。その中には、その趣旨を次のように要約できる項目があった。

- ・内政・外交の重要問題については、使節団帰国後に手をつける。
- ・留守政府の人事に関しては、現状を維持する。
- ・使節団と留守政府との間に、議論、矛盾、差異を生じないようにする。
- ・廃藩置県の目的に沿う改革は実施すべきである。

使節団のメンバーからすれば、このような約束書を取り交わしておけば、西郷という要石もいることだから大丈夫と思ったに違いない。しかし、それは甘かった。留守政府は、取り交わした約束文書を見捨て、後に見るように次々と新たな改革に手を染めて行ったのであった。

使節団は、当初の見込みでは、10ヶ月半程度で帰国する筈であった。ところが実際には、1年9ヶ月という思いもかけない長期間の留守をしてしまった（もともと三条からの訓令により、少し、早期に帰国した大久保、木戸の留守期間は、それぞれ1年5ヶ月、1年7ヶ月である。）。だから、使節団メンバーとしても、その背信を、公然と咎めることはできなかったのである。

使節団が留守政府に抱く屈折した意識は、上述の新たな対立と抗争のもう一つの局面であった。

(2) 留守政府の栄光と混迷

(急進的改革の加速)

留守政府は、使節団が出発するや、満を持してというか、鬼のいぬ間の洗濯とばかりにというか、それまで以上に急進的改革を加速し、次々と実施して行った。試みに、これらを年表にして書き出してみると、以下の如し、である。

72年1月27日 華士族・卒の職業自由許可

注：卒とは最下級の武士の身分

同年3月8日 卒身分の廃止

同23日 土地永代売買解禁

注：土地永代売買の解禁は、自由な土地所有権を認めるものである。

同年9月4日 学制公布

注：全国を8大学区にわけ、それぞれに大学校を1校もうける、各大学区を32の中学区に区分し、それぞれに中学校1校をもうける、中学区を210の小学区に区分し、それぞれに小学校1校をもうける、小学校は修業年限4年の義務制とするなど

同年10月2日 家抱（けほう）・水呑百姓解放、農民の職業許可

注：家抱も水呑百姓も本百姓に隷属する農民

同年11月2日 人身売買禁止・芸娼妓解放・強制的年季奉公の禁止

同年12月28日 徴兵の詔と太政官告諭

注：世襲坐食の武士にかわって国民皆兵制とすることにより、四民平等と自由を実現できると説く

73年1月1日 太陽暦実施（旧暦12月3日を新年の1月1日とする）

同10日 徴兵令公布

同年7月28日 地租改正条例公布

注：田畑のみの貢納制を廃止し、全ての土地の価格を評定して地価を定める。地租は、地価の百分の三と定め、金納とする。これにより封建的土地所収制度は解体され、近代的土地所有制

度の確立が始まった。もっとも、小作農は従来どおり高い割合の小作料を現物納付する状態が続いた。

これらの中で、徴兵制、地租改正、学制は、明治の三大改革と言われるものであるが、これらが全て留守政府の手で行われていることに注目したい。さらに、留守政府は、士族の完全消滅をもたらすことになる秩禄処分にも大きく歩み出していることが、前出の大久保宛て西郷の1872年3月23日付書簡によって確認できる。

(躍動する江藤新平)

江藤は、旧肥前藩出身、後に1874年2月、佐賀の乱の旗頭に祭り上げられ、敗北後、現地に入り陣頭指揮をとった大久保の命により、梟首（きょうしゅ）という残酷な処罰を受けている。

江藤は、留守政府にあって、当初は、太政官の立法機関と位置付けられた左院の副議長として左院を行政権から独立性を高めるべくため努力した（たとえば左院事務章程に「オヨソ一般ニ布告スル諸法律制度ハ本院コレヲ議スルヲ通則トス」と定めて、立法の専管機関であることを明らかにした。）。

ついで江藤は、1872年5月、司法卿に転じたが、ここでいかにその能力を発揮する。司法省は前年8月に設置されていたが、刑事裁判事務を所管するものの民事裁判事務は大蔵省監督下の地方官が処理するなど、全般に影の薄い存在であった。江藤は、これにメスを入れ、裁判所を整備し、刑事裁判事務を行うだけでなく、地方行政を司る地方官が行っていた民事裁判事務を裁判所に引き取らせ、行政権から独立した司法権の確立を図ろうとした。

それを明文化したのが、同年9月制定の、全文22章108条からなる「**司法職務定制**」である。これを見ると、裁判事務を、司法省管轄下の裁判所に移すだけでなく、それを構成する裁判官が、かつての封建的意識に毒された地方官から移行した者が多かったために、その権限濫用と違法・不当な裁判を防止し、人民の権利を擁護するための手段、手続きも盛り込まれているのが注目される。

さらに江藤はその歩みを前に進める。上記「司法省事務章程」に基づいて、民事裁判事務を裁判所に回収する取り組みに対して、大蔵省及びその配下の地方官らが抵抗を続ける。彼らの横暴が次第に明らかになった。

そこで同年12月、「**司法省達46号**」が発出された。以下に抜粋する如く、「司法省事務章程」の趣旨を一層明確にかつ具体化したものと言える。

- ・ 地方官及ヒ其戸長等ニテ太政官ノ御布告及ヒ諸省ノ布達ニモトリ規則ヲ立テ或ハ処置ヲ為ス時ハ、各人民（華士族卒平民ヲ併セ称ス）ヨリ、其地方裁判所ヘ訴訟シ又ハ司法省裁判所ヘ訴訟苦シカラサル事
 - ・ 地方官及ヒ其戸長等ニテ各人民ヨリ願伺届等ニ付キ、之ヲ壅閉スル時ハ各人民ヨリ、其地方裁判所エ訴訟シ亦ハ司法省裁判所ヘ訴訟苦シカラサル事
 - ・ 各人民此地ヨリ彼地ヘ移住シ或ハ此地ヨリ彼地ヘ往来スルヲ地方官ニテ之ヲ抑制スル等人民ノ権利ヲ妨ル時ハ、各人民ヨリ其地方ノ裁判所亦ハ司法省裁判所ヘ訴訟苦シカラサル事
- （中略）
- ・ 各人民ニテ地方裁判所及ヒ地方官ノ裁判ニ服セサル時ハ司法省裁判所ニ訴訟苦シカラサル事

注：① 戸長とは、当時の地方組織の最末端の役人である。

② 司法省裁判所は、地方裁判所の上級裁判所であるが、後に、1875年1月の大阪会議とこれを受けた同年4月の漸次立憲の詔に従い、同年5月、大審院が設置され、廃止となった。

③ 壅閉 握りつぶすこと

徳富蘇峰をして「本来のラジカル」「制法的頭脳の持主」と言わしめた江藤の面目躍如である。

（旧肥前、土佐藩勢力の台頭、旧長州勢力の凋落）

上に述べたように江藤が、留守政府内で存在感を高めただけでなく、1873年4月19日、左院議長後藤象二郎、文部卿大木喬任、それに司法卿江藤の3名が新たに参議に任命された。これで留守政府の参議は、筆頭の西郷のほか、板垣、大隈、後藤、大木、江藤となり、旧薩摩1、旧長州0、旧土佐2、旧肥前3となった。旧土佐、肥前勢力の台頭は、明らかである。

それに比べて、旧長州藩勢力はといえば、不祥事が相次ぎ、その凋落は目をおおうばかりであった。

留守政府が急進的改革を加速させ、大きな実績をあげていたこと、とりわけ急進的民権論者とでも評し得る江藤の目をみはるような活躍ぶりにあわせて、この旧土佐、旧肥前勢力の台頭、旧長州勢力の凋落は、これまた上述した新たな対立と抗争のもう一つの局面であった。

旧長州勢力の人々の不祥事の経緯は、ストーリーとしても非常に興味深く、日本政治疑獄史において多くのページを割くに値するが、この小論では、ごく簡潔に触れるにとどめざるを得ない。

① 陸軍大輔山縣有朋の公金横流し疑惑

元長州騎兵隊幹部にして山縣の部下であった山城屋和助なる兵部省⇒陸軍省御用商人に、陸軍省は、総計64万円余りの大金（国家予算の1%ほどである）を貸し付けていた。山城屋は、これを生糸相場や遊興費に費消した挙句、1872年12月29日、陸軍省内で割腹自殺。山縣の公金横流しと同人から遊興費等を融通させていたとの疑惑があり、山縣は窮地に追い込まれたが、陸軍省の混乱を防ぐために西郷が奔走し、助けた。

しかし、山縣は、旧長州藩御用達から陸軍省御用商人となっていた三谷三九郎なる者が陸軍省公金35万円を借り受け、返済不能となった件でも陸軍省内部で疑惑を持たれ、翌1873年4月18日、辞職を余儀なくされた。ただ、このときも西郷が陸軍省の混乱を防ぐために環境を整え、わずか11日後の同月29日、陸軍省御用掛（陸軍卿代理）として復職させた。

なお、これらの事件については、司法卿江藤の追及の的になっていたことは言うまでもない。

山縣にはその後も黒いうわさが絶えなかったが、やがて内閣総理大臣、帝国陸軍のドン、そして維新の元勳としてそのときどきのキングメーカーになる。みごとというべきだろうか？

② 大蔵大輔井上馨の利権あさり疑惑

井上も、三井組とのいかがわしい関係はよく知られていた。

上に述べた三谷三九郎事件は、返済能力のない三谷に代わって三井組に返済をさせ、そのかわりに三谷の所有地を三井組に移す形で処理されたのであるが、三井組はその結果多大の利益を得ることとなった。この処理は、井上が、山縣と組んで策動したのではないかと疑われている。

井上は、後に述べるようにその後間もない同年5月9日、辞職をして大蔵省を去り、一民間人となるのであるが、在職中の末期に、大蔵省があらぬ口実をもうけて旧盛岡藩御用達の商人・村井茂平から、同人有する尾去沢銅山経営権

を没収し、これを岡田平蔵なる者に破格の格安条件で払い下げさせた。そして大蔵省辞職後の同年8月に、上記銅山地境に、臆面もなく「従四位井上馨所有地」なる木標を立てたと言われている。

この露骨で悪質な職権乱用による財産乗っ取り事件は、江藤司法卿の追及するところとなり、司法省大丞兼大検事警保頭島本仲道の捜査報告書によって容疑の裏付けがなされたとして、司法省から太政官に井上勾引の申し出がなされるに至っていた。後述の政変、江藤の下野という事態に至っていなければ、井上の身柄拘束にまで至っていたであろう。

なお、井上、岡田を含め、これに関与した者は全て旧長州藩出身者であった。

③ 旧長州藩出身大物地方官の職権乱用、井上も結託か？

小野組は、江戸時代に「井筒屋」を名乗った豪商で、戊辰戦争以来、三井組、島田組とともに維新政権の財政を支える一翼を担ってきた。1873年4月、小野組が、本店を神戸と東京に転籍することを京都府へ申し出たところ、京都府はこれを受理しないばかりか、さまざまな圧迫を加えた。当時、京都府の大参事として京都府政を牛耳っていたのは、これまた旧長州藩出身の榎村正直であったことから、これはまだ大蔵省大輔の地位にあって榎村を配下に置く井上のさしがねだという風評が流れた。三井組と結託した井上が、三井組の商売敵たる小野組に待ったをかけ、三井組をバックアップしようとしたのだというわけである。井上の黒い霧は、ここにも垂れこめていたのである。

その真偽はともかく、小野組は、前出の司法省達第46号に基づき、同年5月、京都裁判所に訴え出た。京都裁判所は、司法卿江藤の肝いりで天誅組の生き残りの硬派の北畠治房が所長を務めていた。その北畠所長の下で、裁判所は裁判を迅速に進め、同年6月、京都府は、上記転籍申し出を受理し、至急送籍せよとの判決を下した。

しかし、京都府は、請書も出さず上訴もしないで黙殺する態度をとり、さらには小野組に対する攻撃を強めた。そこで北畠は、ただちに京都府の対応は違式罪にあたるので速やかに処罰するべきだと司法省に報告した。これを受けて司法省は、同年7月、上記処罰を相当とする決定を得た。そこで、京都裁判所は、同月8月、知事長谷信篤及び大参事榎村に対し、それぞれ贖罪金8円、同6円を課する判決を下した。

長谷、榎村はそれをも無視するので、北畠裁判長は、司法省を通じて太政官に、両名の身柄拘束の許可を求めるまでに紛糾して行った。その後、穏便な解決を求める三条の意向を汲んで、太政官は、司法省にこの件を裁く臨時裁判所を設置して審理させることとしたが、司法省による榎村追及の手は一向に弱ま

ることはなかった。これは「明治六年の政変」直前のことである。

(島津久光の奇怪な言動、西郷の苦悩)

上述した廃藩置県とその後の急進的改革に憤懣やるかたない思いを募らせていた人物がいる。旧鹿児島（薩摩）藩の藩主の父にして事実上最高権力者島津久光である。

既に見たように1872年7月27日、西国巡幸に際し、天皇一行は、鹿児島を訪れた。これは久光の不平、不満を慰撫することが隠れた目的であった。久光は、そのとき天皇に「建白書」を提出し、西郷を要石とする政府が推し進める最近の施策を、共和政治の悪弊に陥っているなどと激しく攻撃し、西郷解任にまで言及した。

久光は、これで溜飲を下げ、自分を抑えるどころか、巡幸に同行しながら一度も、会いに来なかった西郷に、一層怒りをたぎらせる。同年9月はじめ、側近の海江田信義を上京させ、建白書の趣旨が活かされているかどうか確かめさせようとした。海江田は、諸方面に、久光の不满、要求を拡散しようとしたが、西郷の意を受けた勝安房、山岡鉄舟、大久保一翁らのかつての江戸城明け渡し問題で肝胆あい照らす仲となった面々の説得を受け、東京にとどまることになる。

情報を断たれた久光は、同年12月早々、太政大臣三条宛て、西郷を厳しく非難する手紙を送った。三条は、処理に困ったのであろうか、これを西郷に読ませ、その処置を西郷に委ねた。西郷は、ともかく謝罪するほかはないと考え、12月中旬、とるものもとりにあえず、鹿児島へ帰った。

鹿児島へ帰った西郷は、執事を通じて久光に次のような詫び状を差し出した（原文を読みやすく表記した。）。

「御巡幸のみぎり、供奉おおせつけられ、御当地滞在中には、是非ご機嫌伺いとして拝謁願ひ奉るべきところ、等閑にまかり過ぎそうろう儀、全く朝官を甘んじ、再生の御こう恩忘却つかまつりそうろう場に立ち至り、御嫌忌をこうむり奉りそうろう仕合、実に恐懼の次第に御座そうろうにつき、いかようともその罪を謝し奉るべきつもりにてまかりそうろうにつき、右の段、よろしく仰せあげられ下されたく願ひ奉りそうろう。」

ようやく面談を許された西郷に突き付けられたのは、14ヶ条の「罪状書」であった。その一部は既に紹介したが、次の条々（要旨）にはあいた口がふさがらない。

- ・戊辰戦争終結後、朝官に任ずるとの御内命をお断りした、帰藩したのはもつともであるが、正三位や参議という高位高官を遠慮なくお受けしたのはどんなつもりか。
- ・戊辰戦争終結後、解兵後の兵隊の暴行を取り締まるどころか尻押しした。
- ・高給を貪り、己に従う者ばかり登用し、その余の者の苦情を無視し、苛政を行っている。
- ・四民平等などというのは国威にかかわる重大事。
- ・御巡幸のとき供奉した中で最上位の高官として、天皇の失徳のみ醸し出した。
- ・お前が徳大寺にはじめに申し述べたこと（いわゆる24ヶ条意見書のことと思われる。）は、長州・土佐等手を打って喜んだというではないか。もつてのほかだ。

西郷も「むちやの御論あきれ果てそうろうことに御座そうろう」と評したとのことであるが、それでも西郷には、1864年3月、沖永良部の座敷牢に幽閉されていたところを赦免され、禁門の変、討幕派の大同団結、王政復古のクーデター、戊辰戦争へと活躍する場を与えてくれた大恩は打ち消し難い。

その後、西郷は、鹿児島にとどまり、謹慎を続ける。政務逼迫、台湾問題で兵を派遣し、征伐を加えるべしと息まく外務卿副島に手を焼く太政大臣三条からは上京して欲しいとの矢の催促。そこで西郷、三条は、一計を案じ、勅使として勝安房を鹿児島に派遣、久光に面会させ、天皇の命令に従って西郷を上京させるという形をとる。ようやくにして西郷は、翌1873年4月1日鹿児島を立ち、東京に戻ったのは同月6日のことであった。

久光の奇行は、それだけでは終わらなかった。勅使勝安房は、前出の建白書の趣旨を詳しく聞きたいとの「勅書」を持参し、久光に手渡した。これに従ったのであろうか、久光は、同月23日、結髪帯刀、異様な風体の旧家臣の壮士約250人率いて、上京した。ひと騒動持ちあがるのではないかと、政府関係者は随分心配をしたようである。しかし、勝安房らが奔走してこれら壮士を鹿児島に引き取らせる一方、久光は、維新において功績大なり認められたごくわずかな人に与えられる麝香間祇候（じゃこうのましこう）にまつりあげられ、ようやくしおらしくなったようである。

さてこの時期、西郷にとっては、まことにわずらわしいことが続いた。旧主君筋からのいわれなき誹謗と中傷、その奇行、それに政府要人の腐敗現象、そ

れでも敢えてその力を必要とするが故の寛容な処置。苦悩、懊悩しながらも、当初の24ヶ条意見書で申し述べたとおり、中央集権制の近代国家を確立する、そのために統一され、公正で一貫性のある政治を推し進めるしかない、との心境であったのだろう。

好漢、西郷の真骨頂である。

(太政大臣三条実美からの召還訓令)

西郷をして「憐れむべき御小肝」と言わしめた(桐野利秋への書簡)太政大臣三条実美は、使節団の帰国が遅れる一方で、次々に生起する難問に頭を悩ませ、心細い思いを募らせたのであろう、1873年1月19日、使節団の岩倉に、木戸、大久保兩名の召還命ずる訓令とともに次のような書簡を送った(原文を読みやすく表記した。)

「さて先便續々申し述べそうろうとおおり、本朝国事多端、やむをえざる要用もこれありそうろうについては、各位御帰朝の期もあいばかりがたく、かたがたもって大久保、木戸兩人帰朝の御沙汰おうせだされそうろう間、公翰をもってお達し申しそうろうとおおり、兩人のところ、帰朝あいなりたくお達しこれありたくそうろう。兩人お呼び返しの儀は、さだめて御不都合の儀もこれあるべく、ことに尊台において御迷惑とも察し奉りそうらえども、かれこれよんどころなき事情、御遠察祈望つかまつりそうろうことに御座そうろう。」

この訓令と書簡が使節団のもとに届いたのは同年3月中旬、ワシントン、ロンドン、パリ、ブリュッセル、ハーグを巡歴し、ベルリンに入り、プロシアの鉄血宰相ビスマルクと面談し、弱小国プロシアをドイツ帝国に作り上げてきた「予があれこれの批判を顧みないで国権を全うした本心」を吐露され、「いま日本が親睦を通じ、あい交わるべき国は多々あるだろうが「国権自主を重んずるドイツの如きは親睦中の最も親睦なる国なるべし」とのご高説を拝聴して、一同、おおいに感銘を受けた直後のことであった。久米邦武『米欧回覧実記』によると、「交際の使臣、相宴会する際に、此の語は甚だ意味あるものにて、此の侯の辞令にならえると、政略に長ぜるとをよく認識して、玩味すべき言といいつべし」とある(原文をわかりやすく表記した。)

この頃、木戸、大久保は対立が激しくなり、訓令への対応も区々となる。大久保は、訓令に従い3月末に帰国の途につき、5月26日帰国、木戸は、訓令を無視してロシアまで使節団とともに行動し、その後単独行動で2ヶ月にわた

りヨーロッパ諸国を歴訪し、7月23日に帰国した。

三条が、1月19日付書簡において、先便で、縷々申し述べたと言っている「国事多端」の内容は、以下の4項目に要約できる。

第1は、島津久光問題。これは既に述べた。

第2は、大蔵省問題。これは次項で述べる。

第3は、台湾問題。これは第二話『ニワトリからアヒルの帝国軍隊』の「政台の役」のところで述べたので繰り返さないが、少しだけ補足しておこう。台湾出兵については、当時、外務卿副島がその急先鋒で、元米国の駐厦門（アモイ）領事、チャールズ・ウィリアム・ル・ジャンドルなる者を大輔待遇という破格の厚遇をもって外務省顧問として雇い入れ、その指導のもとに着々とその準備を進めていた。三条は、清国をはじめ、諸国との関係悪化を懸念し、慎重姿勢をとっていた。しかし、副島の勢いを止めることはできず、表向きは日清修好条規の批准書交換、内実は台湾問題での談判との秘めたる任務を与え、2月27日、遣清特命全権大使に任命せざるを得なかった（三条は、この書簡の中でも「やむをえざるの務にして」と弁明している。）。その副島が、勇躍、清国に出発したのは3月13日のことであった。

第4は、朝鮮問題。書簡では、1872年9月、花房外務大丞を派遣して草梁倭館を接收し、外務省の直轄下に置き、大日本公館としたことに触れているだけで、さほど重要問題とは位置付けてはいないように思われる。

この問題は、既に第二話『ニワトリからアヒルの帝国軍隊』の「征韓論」のところで触れ、さらにその先の実際の武力を用いた朝鮮への干渉について「江華島事件」のところで触れたが、その間の部分は抜けているので、これを次章で述べる。

（虎の尾を踏んだ太政官制の改革）

西郷は、大久保留守中、大蔵省事務監督として、大蔵大輔井上以下を統括していたが、上述の1872年12月中旬から翌年4月初旬まで、島津久光問題で東京を不在にし、その後もおそらく4月いっぱい、それに振り回されていたのだろうと思われる。そのため大蔵省は、この時期、人格・品性ともに見劣りする井上が、その部下の渋沢栄一（三等出仕・少輔相当）とともに取り仕切

っていた。

井上は、1873年度予算編成において、前年9月発布の「学制」に基づき、各級学校の整備に力を入れていた文部省と、地方官から裁判事務を回収するため地方裁判所の整備に力を入れていた司法省の予算要求をいずれも半額にする、その一方で陸軍大輔山縣の率いる陸軍省の予算要求はほぼ満額認めた。

そのため井上には、文部卿大木と司法卿江藤から、不公平かつ専横だとして批判がなされた。さらに工部省予算をめぐる井上批判の声があがった。井上は、そうした批判に真摯に対応せず、長期欠勤し、大蔵省の事務停滞を招いてしまった。三条の岩倉宛て書簡では、「**大隈参議にももっぱら周旋尽力しおり、決して瓦解に至りそうろうようの儀はこれなく、不日折り合いもあいつき申すべく存じそうろう**」としたためであったが、この問題、そんな容易なことではなかった。

三条が、岩倉宛て1873年1月19日付書簡、及び「国事多端」4項目を伝えたその先便を書いた後、まもなく大蔵省問題は重大な進展を見せる。

まず1月25日、江藤が、予算削減に抗議して太政官宛て辞表を提出する。それには「法律が定まり、訴訟制度が確立されてははじめ民の権利が保全される。そうしてはじめて民が富み、税収の実もあがる。さすれば軍備も拡充できる。工業も教育も盛んになる。等々」と司法制度整備の重要性を訴え、現状を憂え、今予算要求がいかに重要であるか具体的に明示する堂々たる文章が綴られていた。江藤の辞表が提出されると、司法省の主だった幹部は、一斉に江藤を支持し、三権分立の下での司法権の確立、法による国民の自由・人権の保障が司法省の任務であることを訴える意見書を太政官に提出した。

この問題は、はしなくも太政官による各省の統制・指導力不足を露呈したものであり、三条は、左右大臣・参議の合議体の強化、即ち第一に参議の補強、第二に正院への権限集中を図ることを余儀なくされた。前者に関しては、同年4月19日、後藤、大木、江藤の3名を新たに参議に任命し、後者に関しては、5月2日、太政官職制を改正して参議の権限を強化し、正院の合議を重視し、逆に太政大臣の最高意思決定権を奪い、上奏権を形式的・名目的なものに引き下げた。もう少し具体的にいうと、1871年9月制定の「太政官職制」では、「参議は大政に参与し、官事を議判する」と定められていたのを、「参議は内閣の議官にして、諸機務議判の事を掌る」と改め、「内閣は凡百施設の機軸たる所」と定められたの。これにより、正院の合議を「内閣」と規定し、そこに国政の最高意思決定権を与えたのである。

これは、既述の大久保が目指したピラミッド型有司専制の体制、太政官の最高意思決定権と上奏権を前提とし、参議の有力者もしくは各省の長官の有力者・・・まさに大久保のことであるが・・・が太政大臣へ働きかけ、その最高意思決定権と上奏権を利用して自己の意思を貫徹する体制の否定にほかならない。

三条は、同年5月、岩倉に宛てた書簡で、「(要旨) 使節団の帰国まではなるべく改革はしないように相談していたのだが、次第に各省の対立が進み、会計上もさしつかえが生じ、このままでは瓦解してしまうので、やむなく評議の上、改革した」と弁明(三条は、「太政官潤色」とさも微修正に過ぎないかの如き表現を用いている。)したが、大隈などは「(要旨) そもそも使節団派遣は、内政、外交いずれの面でも薩長の軋轢や諸官吏の対立で、停滞をしたので、できるだけ海外に出し、『鬼の留守に洗濯』しようとしたのだ」(『大隈伯昔日譚』)と、ズバリと本音を吐露している。

ともあれ、この改革は、まさに虎の尾を踏んだ、という類のものであったことは確かであり、ここに再三指摘してきた新たな対立と抗争の激化する一局面を見ることができる。

なお、井上と渋沢は辞表提出したものの、その真意は却下されることを願ったのであろうが、内閣は、5月9日、これをあっさりと受理してしまった。これで一件落着というべきところだったが、井上と渋沢は、憤懣やるかたない思いで、歳入、歳出の数字が書かれた辞表文を新聞に掲載させてしまった。そのため国家機密を漏えいしたとの嫌疑を受けて司法省から追及を受けるという落ちまでついてしまった。

立つ鳥跡を濁さずというが、井上は立つ前も立つ時も立ってからも濁し続けたのである。

4 征韓論

(1) 征韓論序説

1873年7月27日、清国での大任を終えて帰国した副島外務卿は、7月27日、8月7日と立て続けに、英国公使パークスと会談をもっている。その中で副島は、1872年9月、軍艦春日と汽船に乗船させた歩兵二小隊を率いて釜山に赴いた外務大丞花房義資が、草梁倭館を接收し、外務省の直轄下の

日本公館とした後の現地の状況や当面の日本政府の方針について説明している。

注：ここまでの経過は第二話『ニワトリからアヒルの帝国軍隊』で概略述べておい。一般に征韓論として論じられるのは、1873年6月、7月あたりから、明治六年の政変までのことである。しかし、本当は、征韓論として論じるべきなのは、明治政府成立後、韓国併合までの全過程であろう。

この会談の様様を記録したパークスの覚書には次のように記されている。

清国との談判において、「李鴻章も、日本が朝鮮の態度に憤激するのはよくわかるが、現在清国政府の関心は西方におけるイスラム教徒の反乱と、イリ地方におけるロシアの動きと、この二つにまったく引きつけられているので、日本と共同して朝鮮遠征を試みる余裕はないと、副島に語ったという。李鴻章の見るところでは、朝鮮は砲台の建設や、度重なる戦争準備のために、国力を消耗しきっているという。そこで日本が朝鮮の眼を覚ましてくれればありがたいと、李鴻章は述べたそうである。」

日本政府の見解ないし意図はどこにあるのかと尋ねると、副島は、「目下何をすべきかを検討中であると答えた。」。副島はことばを続けた。「現状をこのままつづけるわけにはゆかない。朝鮮側の非友好的な態度のために、日本政府は下級の役人を2名だけ残して、すべて引き揚げた。朝鮮人は、日本人の居住する建物の窓の下をねり歩いたり、そこで出陣の踊りを演じたりした。これは彼らが崇める海神を祭る儀式にすぎなかったのかもしれないが、しかし日本人に対する非友好的な示威運動の様相を帯びていた。」

最後に、副島はつぎのように述べた。「今後朝鮮と交渉をつづけるとすれば、艦隊の援護が必要となってくるだろう。」

パークスはこの覚書の中で、パークス自身がこの会談で得た結論として、次のように要約している。

「目下、日本政府は、台湾南部の原住民に対して遠征軍を派遣することを計画している。さらに後日朝鮮と戦端を交えなければならない可能性があることを、日本政府は予期している。」

この覚書は、1873年7月27日、8月7日の、副島との会談を記録したものであることに、再度、注目されたい。

(2) 征韓論本論

(一般に説かれている征韓論は誤りと矛盾がある)

いま私の手元にある山川出版社の高等学校用日本史教科書『詳説日本史』(2005年3月5日発行)によると、第4部「近代・現代」の第9章「近代国家の成立」のうち、「明治維新と富国強兵」のタイトルを付した第2項の中で、次のように記述されている。

「新政府は発足とともに朝鮮に国交樹立を求めたが、当時、鎖国政策をとっていた朝鮮は、日本の交渉態度を不満として交渉に応じなかった。1873年(明治6年)、留守政府首脳の西郷隆盛・板垣退助らは征韓論をとるが、帰国した大久保利通らの強い反対にあって挫折した。」 この記述部分をAとする。

これに続けて、以下のように記述されている。

「その後1875年(明治8年)の江華島事件を機に日本は朝鮮にせまって、翌1876年日朝修好条規(江華条約)を結び、朝鮮を開国させた。」 この記述部分をBとする。

Aの部分はごく一般的な「征韓論」論を記したものであろう。しかし、これは誤りである。即ち、征韓論の主唱者は、上述のパークスの覚書を見れば、副島であることは明白である。いやもっと明らかにそのことを示す資料がある。

パークスは「明治六年の政変」直後の10月29日、副島と面談した。パークスが作成したその面談結果を記した覚書である。それによると、副島は朝鮮問題についてとうとうと述べているが、その一部を抜粋するに止めておこう。

「副島はためらうことなく朝鮮遠征が実施されなかったのは非常に残念であると、わたしに語った。自分はこの問題をふかく検討してみたのであり、遠征は成功すると確信していたのであると、副島は述べた。」

「副島は語り続けた。(かつての太閤の朝鮮侵攻が失敗に終わったことについて)かれは兵を朝鮮の南部に上陸させ、それから北進しようとしたからである。自分は逆の経路を主張する。すなわち、遠征軍を二手に分け、それぞれに25000の兵をあたえ、一隊を清国との国境に近い朝鮮の北西部に、別の一隊を

ロシアとの国境に近い北東部に上陸させる。つづいて、それぞれの上陸地点に1万の兵を守備隊として残し、残りの兵力、それぞれが1万5千の兵からなる二つの部隊を率いて、南下する。このようにすれば、朝鮮軍の退路は断たれるし、彼らが外部から援助を受ける方策も失われる。」

次に、AとBとは完全な矛盾ではなかろうか。征韓論者とされた西郷や板垣が挫折し、下野したわずか2年後に、強い反対論者であった筈の大久保が率いる政府が征韓論を実行している。こんな矛盾した説明が平気でまかりとおっているのである。高校生諸君よ、教科書はまず疑ってかかることが肝要のようである。

(征韓論—1873年、留守政府での論議の経緯)

副島が、既に述べたとおり、表向きは日清修好条規の批准書交換の目的、内実は台湾問題での談判の密命を帯びて、清国派遣特命全権大使に任じられたのは1873年2月27日、清国に向かったのは3月13日のことであった。

ところが副島は、何ら任務を与えられていなかった朝鮮問題を、清国側と相当つっこんで議論していたことがパークス覚書によって認められる。

この副島の動きに歩調をあわせるように、外務省が朝鮮問題に火をつけ始める。釜山・草梁の大日本公館に日本側責任者としてとどまっていた外務省7等出仕広津弘信（前出のパークス覚書に出てくる2名の下級役人の一人、もう一人は、15等出仕東田伊良）から、同年21日と31日の二度にわたって、副島の留守を預かっていた外務省少輔上野景範宛てに、以下の内容（要旨）の報告書が提出された。

昨年大日本公館として外務省に回収して以来、東京の三井組の手代が対馬商人に名義を使って商売をしようとしたことが、密貿易だとの朝鮮側の怒りを買って、現地の官憲の取り締まりが厳しくなっていたが、この度東萊府（とうらいふ・釜山における朝鮮側の対日窓口）が、公館の門に日本を侮蔑する内容の言葉を書き連ねた「伝令書」を掲示した。

このうち31日付報告書には、東田が400字にも及ぶ漢文を、一見しただけで記憶にとどめ、その記憶に基づいて再現したのだという「伝令書の写し」なるものが添付されていた。抜粋（原文をわかりやすく表記した。）すると以下のとおりであるが、この文書、そのような代物であることから、正確に「伝令

書」の趣旨を伝えるものであるかどうか、保証の限りではない。

「かれ（日本のこと）制を人に受くるといえども恥じず」「近ごろ、かの人（日本人）の所為を見るに、無法の国というべし」「すべからくこの意をもって、かの中（日本）の頭領の人を恫諭して、妄錯して事を生じ以て後悔あるに至らざらしめよ」

これらの報告書を受けて、上野は、突如として、三条太政大臣に、閣議において朝鮮問題について審議することを求めた。三条は、同人と協議の上、次のような議案を閣議に提案した。

議事録が残されていないので、明確に日にちを特定できないが、同年6月末から7月にかけてのことだと考えられる。

注：『明治天皇紀』三、丸山幹治『副島種臣伯』および『伊藤博文伝』上には、日にちが特定されていない。『大西郷全集』三の「年表」には「明治6年6月12日」とされているが、出典は不明である。学者からはいろいろな見解が示されているが、おおむね6月から7月と見る者が多い。ここでは報告書の到達期間を考えて、もう少し絞り、「6月末から7月にかけて」とした。

これは副島がまさに朝鮮問題を、清国側と談判している時期に重なるが、単なる偶然の一致とは到底思えない。いずれにしても、三条自身がこのような内容にまとめて議案提出したのは、上野からの強力にネジを巻かれたからであろう。しかし、この議案の提出者はあくまでも三条である。

（議案要旨）「朝鮮官憲が日本を無法の国とし、妄錯して事を生じ後悔させよなどという掲示をしたので、暴挙を起し、日本人がどのような凌辱を受けるに至るかはかり知れない状態である。そもそもこれは朝威にかかわり、国辱ものである。もはや武力を用いて解決するほかはない。居留民保護のためにも、陸軍若干、軍艦数隻を派遣し、九州鎮台にて即応態勢をとり、談判に及ぶべきである。」

閣議では、おそらく怒りの声が渦巻いたであろう。板垣が、居留民保護のために兵士一大隊を派遣せよ、これは正当防衛だとまくしたてる。大勢は原案支持に傾きかけた。

それに対し、西郷は、ただちに軍隊を派遣するとかえって朝鮮官民の疑惑を招くので、まず使節を派遣し、公理公道に基づく談判をするべきだと反論した。

すると三条も西郷の意見を支持しつつも、使節は護衛兵を率い、軍艦に搭乗

していくべきであると主張した。しかし西郷はこれにも反対し、兵は率いず、烏帽子直垂の正装を着し、礼を厚くして行くべきだと主張した。

その結果、原案支持傾いた大勢は、西郷の意見へと揺り戻された。

では誰を使節とするのか。事の成り行きからすれば、当然、外務卿の副島になる。三条もそのつもりである。

そこで西郷は、敢然と名乗りをあげた。副島が使節となることを阻もうとしたのである。副島は名だたる征韓論者であり、外交交渉ではなく、軍事制圧さえをも構想していたこと、外務省をその強硬路線で固め、引っ張ってきたこと、これらはあきらかであった。そのような人物に朝鮮問題を任せるわけにはいかない。とすれば自分が名乗り出るしかない、そう西郷は考えたのである。

なるほど筆頭参議たる西郷自らが遣朝使節になるとすれば副島を朝鮮問題から切り離すことができる。みごとではないか。

(西郷は征韓論者か) その1

西郷も人の子である。幕末の尊王攘夷論者由来の朝鮮蔑視史観の影響を受けていなかったとは私も断言しない。しかし、いま問題にしている征韓論は、武力で威嚇をし、あるいは武力を行使して、朝鮮を屈服させるべきだという政論である。その意味の征韓論についていえば、西郷は、既に述べたところから明らかかなようにはっきりした非征韓論者であったと断言してよい。

注：近現代史研究者田中彰は次のように述べている。

「この征韓論はすでに幕末から尾をひいていた。江戸時代の日本人の朝鮮観はかならずしも朝鮮蔑視ばかりではなく、当時の知識層、とくに儒者のあいだには朝鮮の文化や学問、とりわけ李退溪（イ・トエギョ。名は滉。1501年～70年）の朝鮮朱子学に対する畏敬の念があった、といわれている。だが反面、日本の建国神話や伝説に根ざす古い伝統的な優越意識もあったことは否定できない。幕末期が近づくと国学者によって後者が強調された。そこに外圧が加わるや、反動的な朝鮮に対する侵略意識が強まった。そしてこの征韓論は幕府側あるいは反幕側を問わず、外圧への対応、統一国家形成の一環とししてくりかえし説かれたのである（旗田巍『日本人の朝鮮観』）。（田中彰『明治維新』講談社学術文庫）

既に第二話『ニワトリからアヒルの帝国軍隊』述べた吉田松陰、木戸孝允の言説を想起せよ。

この点に関して、いや西郷こそゴリゴリの征韓論者であった、これらがその

証拠だと言って常に持ち出されるのが、①自分を使節として送る決定がなされるように助力を願って板垣に送った手紙の文面、②三条に直接頼み込んだ手紙の文面、③さらにそれが内定した後、そのとおり実行されるように協力を求めた板垣への手紙の文面、あるいは三条に対する督促の手紙の文面その他の言動である。そこでこれらを一瞥しておくこととする。

一番目は7月29日付板垣宛ての手紙。

「(超訳要旨) 副島も帰国したが、もし遣朝鮮使節の評議がまだなら病をおしても出席する。兵隊を先に派遣することはダメだ。使節を先に立てるべきだ。そうすれば先方が暴殺するだろう。副島君のような立派な使節はつとまらないが死ぬくらいのはできる。是非、私を遣わしてほしい。」

このころ西郷は体調をこわし、下痢続きだったので、閣議も欠席しがちであった。使節が副島に決定することを必死に阻止しようとしたことが文面からうかがえる。

この文面から、一般に、西郷は、捨て石になることによって朝鮮出兵の口実を作ろうとしたのだというように言われている。

いわゆる「使節暴殺論」である。しかし、「使節暴殺論」は、征韓論者向けのレトリックに過ぎないとの説(毛利敏彦『明治六年政変』中公新書など)に、私は軍配をあげる。

なぜなら、西郷が、丸腰、烏帽子直垂の正装、礼を厚くして談判に及ぶべきことを主張しているのであるが、そのような使節が暴殺されるなどというのは、朝鮮を突飛な国、野蛮な国とする観念に毒された暴論であるから。西郷は、朝鮮を、数百年來、国交を通じてきた国であり、王政復古以来の関係は不正常と嘆きこそすれ、朝鮮を野蛮な国とする観念とは無縁であった。

それはむしろ戦争を防ぐ目的だと考えるのが常識にかなうであろう。

板垣は、留守政府の参議中では西郷に次ぐ実力者。その板垣が、兵士一大隊を派遣せよ、これは正当防衛だと言って、まっさきに閣議に提出された武力を用いて談判するとの原案に賛成したのであるから、板垣の心を引きつけなければならなかった。その故に多少論理の飛躍があっても戦争を避けようとしているのではないことを印象付ける必要があったのでこのようなレトリックを用いたのだろう。

二番目は、8月3日付三条宛ての手紙。朝鮮への使節派遣の必要性を説き、「なにとぞ私を差し遣わされたく」と懇願している。

これもまた本議案の提出者が三条であり、原案が「居留民保護のためにも、陸軍若干、軍艦数隻を派遣し、九州鎮台にて即応態勢をとり、談判に及ぶべきである」とされているのであるから、そうではなくまずは礼をつくした使節として自分を派遣せよとねじこんでいるのであって、むしろ原案反対の立場を示すものである。

なお、西郷はこの手紙の写しを板垣にも送っているが、それは根回しとして当然のことであろう。

三番目は8月14日付板垣宛て書簡。

「(超訳要旨) 必ず戦いは起こるから暴殺されても無駄死にではない。不憫などと心をおこさないでほしい」

これは「使節暴殺論」の二番煎じであり、一番目の手紙について論評したところに特に付加することはない。おそらく閣議で西郷を死なせるわけにはいかないというような話があったのだろうが、西郷にとっては、そのことは、閣議の議論が、西郷の筋書きに沿って進んでいることを確認できたわけで、内心満足しつつ、その種の同情論に一応くぎを刺しておいたのであろう。

四番目は、8月17日付板垣宛ての手紙。いよいよ同日、閣議で決定という運びになったので、始まる前に届けたもの。

「(超訳要旨) 『三条には、一度目は礼を厚くして談判に及べば必ずや暴殺に及ぶからそのときは討ったらよい。「内乱をこいねがう心を外に移して、国を興すの遠略」』などと説いて、西郷を遣朝使節とするように求めた。閣議には出席してもうひと押しして欲しい。」

これもまた「使節暴殺論」の三番煎じ、出がらしの茶である。

敢えて付け加えることはないが、有名な「内乱をこいねがう心を外に移して、国を興すの遠略」などという物騒なフレーズが出てくるので一言しておこう。

このフレーズに関して、西郷は当時の「不穏な情勢」(1873年には、明治維新後農民一揆が最高潮に達し、各地で不平士族が跋扈していた。これらが結びつくと内乱状態になることが危惧される状況にあったことは確かで「不穏な情勢」の存在は認められる。)を打開するために、朝鮮との戦争を願っていたのだという解釈が広く行き渡っている。

しかし、これは、経過全体の中で考える見当違いの解釈であることがわかる。即ち、このフレーズは、あくまでも原案提出をした三条、これにまっさきに賛成した板垣、さらには名だたる征韓論者副島など、当時の閣議メンバーの多くが共有していた意識をズバリ衝いて、自分を使節として朝鮮に送ることを決定させようとした殺し文句だったと私は考えるのである。

（西郷は征韓論者か） その2

さて、いよいよ8月17日に至る。当日の閣議で、西郷が求めたとおり、西郷を遣朝使節とすることが決定され、三条はこの決定を天皇に上奏したが、天皇は、これを了承した上で、ことは重大なので岩倉らの帰国後に再度熟議し、あらためて奏問すべしと付け加えたとのことである。つまり内定（もしくは内決ともいう。）という取り扱いである。あとはやがて帰国する岩倉の出席する閣議で確定させるばかり、しばらく岩倉の帰国待ちということになった・

9月13日、その岩倉率いる使節団の残りが帰国する。しかし、三条はなかなか閣議を招集しない。そこで西郷は、三条に対し、閣議を開いて遣朝使節派遣を確定させるよう要請する手紙を度々送る。かくしてようやく10月14日、閣議が開催されることになる。

その顛末は次章で述べることにするが、西郷は、10月14日から続行された翌15日の閣議を欠席し、そのかわりに自分の言い分をまとめた「始末書」と題する書面を提出した。これは西郷の考えを示す重要なものであるから、ここで少し長い全文紹介しておきたい（原文をわかりやすい表記に改めた。）。

「朝鮮御交際の儀

御一新のきわより数度に及び使節さし立てられ、百方御手をつくされそうらえども、ことごとく水泡とあいなりそうろうのみならず、数々の無礼を働きそうろう儀これあり、近来は人民互いの商道をあいふさぎ、倭館詰めおりの者も甚だ困難の場合に立ち至りそうろうゆえ、御よんどころなく護兵一大隊差し出るべく御評議のおもむき承知致しそうろうにつき、護兵の儀は決してよろしからず、これよりして鬪争に及びそうらいては、最初の御趣意にあい反しそうろうあいだ、この節は公然と使節をさし立てらるる相当のことにこれあるべし、もし彼より交わりを破り、戦をもって拒絶すべくや、その意底たしかにあいあらわれそうろうところまでは、尽くさせそうらわでは、人事においても残るところこれあるべく、自然暴挙もはかられずなどの御疑念をもって、非常の備えを設けさし遣わされそうらいては、また礼を失せられそうらえば、是非交誼

厚くなされそうろう御趣意貫徹いたしそうろうようこれありたく、そのうえ暴挙の時機に至りそうらいて、はじめて彼の曲事分明に天下に鳴らし、その罪を問うべき訳に御座そうろう。いまだ十分尽くさざるものをもって、彼の非をのみ責めそうらいては、その罪を真に知るところこれなく、彼我とも疑惑致しそうろうゆえ、討つ人も怒らず、討たるものも服せずそうろうにつき、是非曲直判然とあい定めそうろう儀、肝要のこととみすえ建言致しそうろうところ、おうかがいのうえ使節私へおうせつけられそうろう筋、御内定あいなりおりそうろう次第に御座そうろう。この段なりゆき申し上げそうろう。以上」

数々の無礼なふるまいがあったのでやむなく兵を派遣するとの提案が閣議になされた。それで、私は、丸腰、烏帽子直垂の正装、礼を厚くしての使節を派遣すべきだと申し上げ、それが認められて、私を使節として派遣することが内定した。その経過を申し上げておく・・・。

超訳し、要約するところなる。なんとまっとうな言い分であろうか。これをまともに読んだ上で、なおかつ西郷を征韓論者だと言う人は、よほど先入見にとらわれていると言わざるを得ない。

さらに、冒頭「はじめに」の章で、この時から2年も経ない1885年9月に起きた江華島事件の報を聞いて、篠原冬一郎こと国幹に送った手紙の一部を引用したが、もう少し引用を続けてみよう。

「朝鮮の儀は数百年来交際の国にて、御一新以来、その間に葛藤を生じ、既に五、六ヶ年談判に及び、今日その結局に立ち至りそうろうところ、全く交際これなく人事尽くしがたき国と同様の戦端を開きそうろう儀、まことに遺憾千万に御座そうろう。」

なお、西郷は、第二話「ニワトリからアヒルの帝国軍隊」で述べた江華島事件の正しい経過ではなく、政府のねつ造した経過しか知らされていない状況でこの手紙を書いているようである。真の経過を知ったなら、どのように述べたであろうか。押して知るべし、である。

以上で、西郷を征韓論者とするのは謬論であることがおわかりであろう。

5 明治六年の政変

(1) 遣外欧米使節団のメンバーの帰国後の動向

(先に帰国した大久保、木戸はどうしていたか)

かの使節団から、三条からの召還訓令により、大久保が取り急ぎ5月26日に、ついで大久保とは別行動をとった木戸が7月23日に帰国したことは前に見たとおりであるが、この二人は帰国後どうしていたのであろうか。

まずは大久保について。大久保は参議ではなかったが、大蔵卿という重職にあったのであるから、もし政府内の議論に異論があれば、何らかの意見表明ができる立場にあった。しかるに、彼は、君子危うきに近寄らずとばかりに、箱根の温泉につかり、そのあと京都・大阪をめぐる旅に出て、終始、傍観者の立場に身を置いていた。

大久保は、閣議で、西郷を遣朝使節として送る決定がなされ、天皇の意により内定扱いとなる直前の8月15日、同じ旧薩摩藩出身の陸軍幹部にしてヨーロッパ留学中の陸軍村田新八・大山巖宛てに、使節団がパリを訪れた際いろいろ世話になったことを感謝する手紙を送っている。その手紙で、彼は次のように書いている。

「(超訳要旨) 帰国後の政情は私には手のつけようもない状態だ。傍観するしかない。その詳細を書きつくすことはできないので送った新聞を読んだらわかる。使節団も帰れば役者もそろるので、秋には元気も回復するだろう。」

大久保がここで言っている手のつけようもない状態とは、①内閣が西郷を遣朝使節として送る方向に動いていること、②使節団のメンバーと取り交わした約束に反し、留守政府が急進改革を推し進めてしまったこと、③井上、渋沢辞任を招いた大蔵省の紛糾のことをさしているだと言われている。

しかし、①については、憶測に過ぎないようである。

大久保は、それが何であるか明示することなく、送った新聞を読んだらわかるとほのめかしているのであるが、前出の毛利敏彦は、西郷が村田らに送った新聞を該当期間から割り出してしらみつぶしにあたってみたそうだ。そうすると、①の問題は一切記事になっておらず、②の急進的改革の数々とそれに反発する農民暴動、③の大蔵省の紛糾とそれに関連問題などがクローズアップされるとのことである(『明治六年政変』中公新書139頁、140頁)。

そうであれば遣朝使節問題については、手のつけようもない状態という事項の中には容れていなかったことがわかる。つまり大久保の批判の目は、この問題には向かっていなかったのである。

彼が批判の目を向けたのは約束に反して急進的改革をどんどん進め、大蔵省を紛糾させ、太政官職制を改正して参議の権限を高め、内閣を国政の最高意思決定機関と位置付け、太政大臣の権限を名目化するような制度改革をした留守政府そのものであったと見るほかはない。

一方、木戸はといえば、参議であるにもかかわらず、閣議には欠席を続けている。ただ彼は、8月中（日付は特定できない。）に、三条宛て次のような意見書を送っている。

「(超訳要旨) 琉球人を殺害した台湾原告住民懲罰の軍を派遣するのは当然だ。また無礼な朝鮮を討つのは当然だ。しかし、今は財務を健全にし、国力をつけるのが先決問題だからそれらの軍事行動は時期尚早である。」

これは、軍事行動、即ち征韓実行は時期尚早だというこの意見書は、三条の提出した議案に対する反対を表明するものであった、西郷の主張する使節派遣に直接反対するものではない。

木戸は、8月31日、馬車から落ちて頭、肩を痛打し、頭痛が続くようになる。そのためかその後も閣議を欠席し続ける。それにしても冷徹な論理の人、木戸らしくもない沈滞ぶりである。これは、体調不良も勿論あるが、おそらく木戸の神経質な心に、既に述べた旧長州藩出身者の凋落と彼らに江藤率いる司法省の厳しい追及の手が迫っていたことが大きな負担となっていたことも一つの要因となっていたのではなかろうか。

(使節団全員帰国。役者は揃った。しかし・・・)

大久保にしても木戸にしても、三条の召還訓令により使節団の一行から離れて早く帰国したのに、全く生彩を欠く状態が続いていた。そこに残りの一行がようやく帰国してきた。それは9月13日のことである。役者は揃った。

しかし、それでも大久保、木戸は自ら積極的に動き始めたわけではない。

精力的に動くのは伊藤である。9月14日、旅の疲れを癒す間もなく、伊藤は木戸のもとを訪れる。経緯を語れば長くなるので省略するが、木戸は、自分にとっては一番弟子ともいえるべき伊藤に対し、使節団の中での同人の言動、特

に対立関係にある大久保に同人が接近し過ぎていることに不満を募らせていた。それを察知しての伊藤の気配りだったのだろう。心憎いばかりだ。

さすがに木戸も、その忠勤ぶりに相好をくずしたようだ。当日の『木戸日記』には「伊藤春畝来訪、欧州一瞥以来の事情を承了し、また本邦の近情を話す。」と記されている。

注：春畝（しゅんぼ）とは、伊藤博文の号。「欧州一瞥以来の事情を承了し」という微妙な言い回しに、木戸は伊藤に屈折した思いを持っていたことが察せられる。

木戸は、翌15日、早速、伊藤宛てに手紙を書く。「(超訳要旨) 自分は、岩倉からも留守政府からも信用されていないし、自分も彼らを信用していない、だから辞職したい。」と。一方、大久保のことにはひとことも触れられておらず、完全無視である。

この気弱というか退嬰的というか、舞台から降りかかっているかつての千両役者木戸も、前述「小野組転籍事件」について、自説を吐露する手紙を立て続けに伊藤に送っている。彼は、これまた弟子の榎村らに対する裁判所の強硬姿勢によほど反感を抱いていたようだ。「(超訳要旨) こんなふうに分身ある官員を取り扱ったことは幕府でもなかった、裁判所など天下のためにも人民のためにもならないから廃止した方がよい。」と。

岩倉も活動を再開する。同日、三条と面談、当面する問題を話し合った。その結果を踏まえであろうか、19日、岩倉は、パリで世話になった駐仏公使（中弁務使）鮫島尚信に書状を書き、当面する重要課題を自分なりに整理している。

その内容は以下のとおりである。

「(超訳要旨) ①井上、渋沢らの辞職、これにはいろいろ言われており心配だ。②島津久光の問題は一応おさまったがその進退が懸念される。③農民一揆は落ち着き、今年は豊作であるが、今後も心配なのでおだやかな改革にしたい。④台湾遠征はいずれやらねばならないが、すぐ着手とはならないだろう。⑤朝鮮征伐も同じ。⑥樺太におけるロシア側からの圧迫は放置できない。談判を始め、始末しなければならない。」

注：島津久光の奇行については「留守政府の栄光と混迷」のところで述べた。同人は、鮫島にとっては旧主君筋である。

注目すべきことは、これによると岩倉は、外交案件では、ロシアによる樺太

圧迫問題を最重問題と考え、すぐにも交渉開始して始末すべきこととしている一方で、朝鮮問題については「朝鮮征伐」との位置付けをしつつ、いずれ着手する問題だとの認識を示し、西郷遣朝使節派遣問題に一言もふれておらず、そのことを当面解決すべき重要な課題だとは見ていないこと、である。

いずれにしても大久保、木戸、岩倉の言動を見る限り、この9月中旬過ぎの時点で、朝鮮問題を重要問題としていたとは到底認められず、勿論、自説の開陳も一切なされていない。この時点で、10月に起こる政変を予知させるようなものは、微塵も認められないのである。

(伊藤が描く大久保を軸とする政権構想)

この頃の伊藤は、未だ西郷、木戸、大久保ら維新三傑の後塵を拝する位置にあり、官職も、一工部大輔に過ぎない。しかし、後に稀代の策士いわれることになる人物だ。早くも、この時期に、その片鱗をあらわしている。伊藤を「知の政治家」と高く評価する瀧井一弘は、この時期の伊藤の働きぶりについて、「松陰が認めた『周旋家』の面目躍如である。だがそのような活動の裏には、『制度の政治家』のパトスが脈打っていることを忘れてはならない。」と述べているが、(『伊藤博文―知の政治家』(中公新書))、私に言わせれば、「策謀をめぐらす政治家」伊藤の真骨頂を見たというのが適切なように思われる。

伊藤は、師匠の木戸が、意気消沈し、辞職したいなどと漏らす中、頻繁に木戸を訪問して情勢報告をして、その奮起を促す一方で、岩倉、大久保をも度々訪ね、大久保を軸とする政権構想を描いていく。

以下に伊藤の9月27日付、三条、岩倉宛ての手紙の文面を紹介しておこう。

「(超訳要旨) 重大切迫する事件が数々ある。これを乗り切るには、木戸、大久保の共同と、三条公、岩倉公の合力が必要。そのためには、まず大久保を参議に任命されたい。」

ただ、一点、注意を促しておけば、三条、岩倉、木戸、大久保の四巨頭の一致協力を要請しているのは、数々の重大切迫する事件に対処するためであって、遣朝使節派遣問題に焦点があてられているわけではない。

かくして傍観者たらんとしていた大久保の参議かつぎ出し作戦が始まる。し

かし、肝心の大久保は、三条、岩倉の参議就任要請を頑なに拒み続ける。どうも、島津久光の嫌忌を気遣っていたようだ。そういう趣旨のことが、三条から岩倉に差しだした手紙に書かれている。三条もお手上げの体だ。

伊藤は、数々の重大切迫する事件を乗り切るためなどと、漠然とした目的を挙げていたが、その程度のことだけで大久保を説得するのは難しいということ思い知らされた。

このままでは伊藤の画策も頓挫したかもしれない。

丁度そのころ、西郷から三条に、内定していた遣朝使節派遣を閣議で確定させるようにとの厳しい催促がなされた。数度に及んだようだ。あせった三条が「困ったものだ」と岩倉に愚痴をもらした。9月28日に、の三条は岩倉にそういう手紙を書いているのだ。

このあたりから遣朝使節派遣をとりやめにするという具体的目的が、伊藤の描く政権構想にはっきりと据えられることになる。伊藤は、その一方で、使節団留守中に新任された後藤、大木、江藤の三参議を解任し、そのかわりに大久保を新たに任命するという人事構想をも描いている。実際に、そのことを大隈に打診し、その同意も得られたとして、直接、三条、岩倉にも要請している。これは、10月に入って早々のころである。

この間、木戸は、前述した如く動くこともままならない。大久保は、参議就任要請に逃げ回っている。まさに伊藤の独壇場である。

伊藤は、西郷が用いた「レトリックとしての使節暴殺論」を逆転させ、使節派遣＝即時開戦との論をたてて、使節派遣阻止の一点で、三条、岩倉、木戸、大久保の四巨頭を結束させ、あわせて参議の人事も一新して、大久保主導の体制を作り上げようとする。

一点突破、全面展開作戦である。

その多くはみごとに当たり、実現するが、少しあてが外れた面もある。大木が途中で意見を変えて、大久保につき、参議として残ったことだ。勿論、西郷、板垣も辞職することは、伊藤の絵の中に、あぶり出しの絵として入っていただろう。

かくして遣朝使節派遣是か非かの議論は、ことさらに対朝鮮開戦是か非かと

の極論に歪められて行った。

ここでついに大久保も岩倉も、伊藤の絵に乗ることになった。おそらくカラクリを十分に理解した上で。一方、三条は、この絵に乗り切ることができなかった。彼は、このような策謀を弄するにはあまりにも善人過ぎたようだ。

(2) 決戦の火ぶたは切られた

(大久保おおいに発奮、しかし論理矛盾は明らか)

大久保は、逃げ回った挙句、ころあいを見はからって、十分に自分の価値があがったとほくそ笑みつつ、10月10日、ついに参議就任を受諾する。しかも、実に、恩着せがましく二つの但し書き条件を付して。

一つは、三条、岩倉に、自分は遣朝使節派遣延期のために働くがそれはあなたがたの命に従ったまでのこと、そのことを忘れないで欲しいと念を押し、確認してもらおうこと。大久保の10月10日付岩倉宛ての書簡には次のように書かれていた。

「(超訳要旨) 遣朝使節派遣延期とすることをしたためた書面拝読。この命に従い、参議受諾し、身を粉にして働きます。」

もう一つは、大久保任命と同時に外務卿副島も参議に任命し、かつ参議ではない伊藤にも閣議列席を認めよということ。

このような二つの条件は、多少うがった見方かもしれないが、万一事が成功しなかった場合のことをおもんぱかって責任のがれのための予防線を張り、かつ外交案件を紛糾させてきた副島を、同時に切り捨てるためだったのであったと私は考える。

注：副島は、日清修好条規の批准書交換を表向きの任務とし、台湾問題に関して清国と談判するとの密命を帯びて、1873年3月から7月まで全権大使として清国を訪問したが、このとき、清国との間で、任務にはない朝鮮問題を話し合い、自説を述べたことで、政府部内で、余分のことを話過ぎた(大言壮語だった)との批判を受けていた。また副島は、安政以来の修好通商条約締結諸国の人々の内地旅行の自由をめぐる交渉において、それを容認する姿勢を示していたことについても政府部内で批判を受けていた(パークスの1873年11月7日付及び

12月8日付本国外務省への報告書)。

二人が参議に任命されたのは、大久保が12日、副島が13日のことであった。こうして大久保は、後顧のうれいなくその力を発揮する舞台を確保することになった。三条、岩倉を叱咤激励して、遣朝使節派遣阻止そして伊藤の描いた絵の実現に邁進していく。

かくして決戦の火ぶたは切られた。14日の閣議である。発言の主なものを以下にあげてみよう。

なお、木戸は前述のとおり、欠席であり、意見を述べていない。

西郷 8月17日の閣議決定を確認し、遣朝使節派遣を求める。

岩倉 樺太問題が先だ。遣朝使節派遣は、開戦に直結する。延期するべきだ。今、使節を送り、開戦した場合、財政、内政、外交に困難をもたらす。戦争準備を整えてからにすべきだ。

大久保 遣朝使節派遣は、即開戦となるので延期すべきだ。今、使節を送り、開戦した場合①戦争の混乱に乗じて不平士族の反乱がおこる、②数万の派兵と巨額の戦費調達に人民の生活を苦しめ、騒擾をひきおこす、③戦争は財政面から政府を崩壊させる、④戦争は軍需品の輸入増大をもたらす、経済をかく乱する、⑤朝鮮との戦争はロシアに漁夫の利を得させる、⑥戦費調達のために巨額の外債を必要とし、既存の外債の償還にも影響し、イギリスの介入を招く、⑦条約改正問題を抱える今、朝鮮戦争はマイナスで、国内体制の整備につとめるべきだ(大久保利通建白書に基づき陳述)。

江藤 遣朝使節派遣と樺太問題とは次元の異なる問題。前者は国と国との関係の問題。後者は民と民とのトラブル。遣朝使節派遣即開戦なる論は、既に朝鮮とは戦端を開くべき事態にあることを前提とするもの。それでありながら戦争準備が整うまで使節派遣を延期せよとは論理矛盾ではないか。

注：江藤は、岩倉、大久保の論理矛盾をついでいるだけで、朝鮮問題について自らの立場を明示していない。後日の行動、それも一般に流布している物語から、この議論当時も彼が征韓論者であったと断じることは避けたい。

この議論の状況をどう見るか。人によって見方は異なるかもしれない。しか

し、私は、岩倉、大久保の論は、それこそまさに征韓論（先に定義した「武力で威嚇をし、あるいは武力を行使して、朝鮮を屈服させるべきだという政論」）ではなかったかと思うのであるが、いかがであろうか。

それはともかくとして。さすがにこの日は決議にはいならず、閣議は、15日に続行されることとなった。

（それでも8月17日の閣議決定は維持された）

15日の閣議には、木戸は引き続き欠席、西郷は、前述のとおり「始末書」を提出し、欠席した。

「始末書」全文をもう一度読み返して頂きたい。前日の、岩倉、大久保の意見に対する極めて説得力のある反論となっていることが確かめられるであろう。さすがにこのような反論にあっては、伊藤、大久保の手を尽くした準備も、大久保の死を賭したかのようなおおげさな覚悟も、水泡に帰することになること必定である。

注：大久保は14日の閣議出席に際し、「小子が憂国の微志を貫徹して、各々奮発勉強、心を正し知見を開き、有用の人物となりて国のために尽力して、小子が余罪を補う」との決死の覚悟を示した書面を残している。

あにはからんや、閣議はまともならず、三条、岩倉の評議、そして三条の裁断に委ねられる。その結果、悩みに悩んだ末、三条のくだした裁断は「**実に西郷進退に関係そうらいては御大事につき、やむをえず西郷見込みどおりに任せそうろうところに決定致しそうろう。**」（原文をわかりやすく表記した。）であった。

議論の限りでは、8月17日の閣議決定をひっくり返すだけのものは何もなかった。むしろこれを維持しようとする西郷の正論がはるかに勝っていた。伊藤の絵に完全には乗っていなかった善人三条の裁断に委ねられた以上、これはあまりの当然の裁断であった。

この裁断は、再開した閣議で全員一致承認された。大久保も「**御異存は申し上げず**」と、これに従ったのであった。

ここに伊藤の描いた絵は、単なる絵で終わる運命となったかのように見える。

（逆転のシナリオ。驚くべき陰謀と奸知）

しかし、事実は小説よりも奇なりであった。

三条、岩倉は、大久保に、参議就任受諾時に確認したことが貫徹できなかったことを必死に謝罪する。

三条（超訳要旨）もともと最初の軽率な行動が今日の事態をまねいてしまった。このうえは僕が軍隊を率いて戦う（10月15日付大久保宛て三条書簡）。

岩倉（超訳要旨）弁解のしようがない。めんぼくない（同岩倉書簡）。

しかし、大久保は、このような謝罪を受け入れて事をすますほどの小人物ではない。大久保は、あるいはこうなることも予測のうちにはいていたのかもしれない。16日は悠然と囲碁に興じ、翌17日から大久保は、一転して忙しく動き回る。一度は「御異存は申し上げず」と従った三条の裁断、閣議決定をひっくり返すべく、決然たる行動に打って出るのである。

17日朝、三条を訪ね、辞表提出。おそらく伊藤が根回しをしたのだろうが、木戸も同日三条に辞表提出。さらに、おそらく大久保、木戸、伊藤の三者と示し合わせてのことであろうが、岩倉も三条に辞意を表明する。

「御小肝」で全くの善人・三条はこれによって精神の錯乱を引き起こし、執務不能になる。ここで伊藤が新たなストーリーを描く。宮中の要人を動かして岩倉を太政大臣代行に任命させ、天皇への上奏手続きを三条にかわってとらせるという秘策だ。大久保は、これを「ただ一つの秘策」として採用、勇猛果敢に突進する。岩倉を叱咤激励して、「断然奮起」を約束させ、旧薩摩藩出身の宮内少輔吉井友実に働きかけ、宮内卿徳大寺実則を説得して、とうとう岩倉を太政大臣代行職につけてしまった。

あとは岩倉がどこまで頑張れるかだ。大久保は、岩倉に、「丁卯」（1867年、慶応3年のこと）以来、王政復古、戊辰戦争から維新変革に至るまで、ともに手を携え、苦楽をともにしてきたことを思い起こさせ、今日（こんにち）の奮起を促す。岩倉も、今度こそは動揺しないことを確約する。

こうした事態を知って、副島は、再度閣議を開くことを岩倉に求めた。しかし、岩倉は、これに応じなかった。そこで22日、西郷・板垣・副島・江藤らは岩倉邸に押しかけ、遣朝使節派遣の閣議決定を早急に上奏するよう要求した。

しかし、岩倉は、西郷ら各参議に、使節派遣を可とする意見と、これを不可

とする意見の太政大臣代行としての意見の双方を上奏し、宸断（天皇の決定）に任せると申し渡す。各参議は激しく抗議するが、岩倉は押し切った。かくして閣議決定は、岩倉の一存で、反故にされたも同然のこととなってしまった。

天皇の宸断は、24日に下るが、西郷はそれを待たず、勝負あったとばかりに23日に辞表提出。その辞表には、ただ「胸痛のわずらいこれあり。とても奉職まかりありそうろう儀あいかなわず」としたためであったに過ぎない。まことに西郷らしい散りざまではないか。

辞表は同日受理、あわせて近衛都督（陸軍の実質的な長）の任も解かれた。かくして西郷は、「帰りなんいざ」、と鹿児島へ引きあげ、かの地にひっそりと引きこもることになる。西郷の名が、再び政界を駆けめぐるのは、西南の役まで待たねばならなかった。

西郷に続いて、24日、板垣、後藤、副島、江藤が辞表提出。26日受理となった。

その前に出されていた木戸、大久保の辞表は受理されず、参議としてとどまることになり、最初から大久保に同調した大隈、日和見的态度をとって最後は大久保に同調した大木の両名も残留、4参議の辞表受理と同時に新たに伊藤、勝安房、寺島勝則が新たに参議就任、政府構成は一新されることとなった。

このときから、大久保の意見により、参議は各省長官を兼務することになった。それは以下のとおりである。

木戸	参議兼文部卿
大久保	参議兼内務卿（11月、内務省新設後）
大隈	参議兼大蔵卿
伊藤	参議兼工部卿
大木	参議兼司法卿
寺島	参議兼外務卿
勝	参議兼海軍卿

注：内務省は、大蔵省の勸業、戸籍、郵便、土木、地理の各寮（「寮」は現在の「局」に相当する。）、司法省の警保寮、工部省の測量司（現在の国交省・国土地理院の前身）の六寮一司からなり、その職掌範囲は、地方行政、警察行政、衛生行政、土木行政、社会政策などに及ぶ。内務省は、戦前、省庁の中の省庁として大きな権力を振るった。

以上の政変は明治史上、最大規模でかつ最もドラマチックなものであり、後世、これを称して「明治六年の政変」と呼びならわすことになった。

(3) 明治六年の政変とは一体何だったのか

再び前出の高等学校用教科書を見てみよう。そこには、「征韓論が否決されると西郷隆盛・板垣退助・江藤新平・副島種臣らの征韓派参議はいつせいに辞職した（明治六年の政変）」と記述されている。この説明、明治六年の政変とは、征韓論を否決された筆頭参議西郷以下の合計5参議が辞職して下野したことだという説明は、一般に広くゆきわたっているものと思われるが、ここまでお読み頂いた方には、誤りであることはもうおわかりであろう。

このような説明が誤りであることは、翌1875年5月に征台の役が敢行し、さらにその翌年9月に江華島事件を引き起こした政変後の「反征韓派」の率いる政府の実際の行動が、何ものにもまさって顕著な証明となる。

あらためて確認しておこう。明治六年の政変とは、以下のようなことであった。

1871年8月、三条、岩倉、西郷、木戸、板垣、大隈によって構成される政府（大久保は大蔵卿として大きな力をもっていたが、参議ではなかった。）が発足して以来、とりわけ遣外欧米視察団出発以来、急進的改革が累次積み重なり、同使節団全員が帰国した直後の1873年9月中旬の時点で、蜘蛛の糸の巻きあいといった具合に、もつれにもつれてしまった政権内部の対立と抗争を、遣朝使節派遣問題に焦点をあわせ、西郷が用いた「レトリックとしての使節暴殺論」を逆転させ、使節派遣＝即時開戦との論をたてて、遣朝使節派遣を延期＝拒否し、西郷と西郷を支持する参議らを失脚させることによって、漸進改革の提唱者である大久保を中心とした政権に一新する、同時に、有司専制なる少数者の密室政治を復活させ、確立させる、これが明治六年の政変である。

狂言回しは伊藤、主役は大久保、脇役は岩倉、ピエロを演じさせられたのは三条、木戸は舞台の袖に立ったものの、間もなくおりてしまう（木戸は、1874年4月、征台の役に反対して参議兼文部卿を辞職、以後1875年1、2月の「大阪会議」後、同年3月に一旦参議復帰、翌1876年3月再び辞職。1877年5月26日、西南戦争のさなか、西郷と政府の双方を案じながら死去。享年45歳）。大久保、木戸と、傑物はあい並び立つことはあり得ないとの通則が、ここでも貫徹したのか、二人は、結局、あい並び立つことはなかった。

イチかバチかの大ばくちを仕掛けた、伊藤、大久保は、彼ら胴元側の大勝利

のうちに終わった。このときの勲一等により、大久保のあとには伊藤という道筋もつけられ、実際、1878年5月14日、大久保が非業の死を遂げた後、実際、そのとおりになって行ったのである。やがて、伊藤には、名実ともに第一人者となるためには、ひたひたと追走する参議兼大蔵卿大隈を振り切ることが課題となる。それをやりとげるのは明治14年10月のこと、明治十四年の政変である。苦節十年、深謀遠慮、積極果断、まことの策士ここにあり、である。

補遺一明治十四年の政変

ここで少し脱線するが、明治六年の政変の狂言回し・伊藤という人物評価に関わることであるから、明治十四年の政変について若干解説しておこう。

1877年2月、鹿児島島の郷里に隠棲した西郷を巻き込み、九州地方を戦乱の渦に投げこんだ西南戦争は、同年9月、大久保率いる中央政府の勝利のうちに終結した。しかし、その後遺症はその後の明治政府に重くのしかかる。上述のごとく大久保暗殺もその一例であるが、それ以上に深刻であったのは、西南戦争の戦費調達のための政府財政のひっ迫とインフレ・米価高騰の進行による自作農、中・上層農民の富裕化（この時点では地租は地価の百分の二・五で、金納であるから、米価高騰による利得は、自作農、中・上層農民の手元に集積する。）と江戸時代と変わらぬ割合の現物納付を強いられる小作農民、賃金・給与、日銭稼ぎの都市生活者（彼らはインフレと米価高騰の直撃を受ける。）など一般人民の生活の窮乏化であった。

① 政府財政のひっ迫に関して言えば、大蔵省部門を管掌する参議・大隈（この時点では、参議、各省長官兼任制度は改められていた。）は、財政積極論の立場から5000万円（当時の歳出予算の8割程度、地租収入の1.3倍）の導入を主張した。これに対して、伊藤は反対であった。しかし、反対派は参議の中では少数派であったため、岩倉を走らせて、問題を天皇の裁可にゆだね、結局、外債不可との「勅諭」を得て、大隈の主張を排斥した。

それでは財政の手詰まりをどう打開するのか。結局、緊縮財政政策しかないことになる。大隈も一旦は、引きさがり、これに従うことになる。しかし、折からのインフレを追い風に、積極財政をとって殖産勸業を図るべしと考える大隈は、やがて早期に国会開設し、公議輿論を吸収した安定政権を確立し、外債を導入するという方向に活路を見出そうとする。

② 富裕化した自作農、中・上層農民の資金力は、農村を地盤とする民権運動

を高揚させ、一般人民の窮乏化は、反政府の機運を高め、これまた民権運動に結集してゆく。1879年11月、板垣退助率いる愛国社は、大会を開いて、民選議院設立請願運動を展開することを決めると、全国津々浦々から、請願運動が澎湃として沸き起こる。民権運動は、これを機に空前の盛り上がりを見せる。

③ こうした民選議院設立請願運動の高まりを見て、政府は、一方で懐柔・譲歩、他方で弾圧、つまりアメとムチの対策をとった。

アメは、同年12月、伊藤の主導の下に、左大臣有栖川宮熾仁名義で、各参議から国会開設についての意見書提出を命じ、政府主導で国会開設の先鞭をつけようとしたことである。これに応じて提出された各参議の意見は、一部は時期尚早論、多くは漸進論であった。

ムチは、1880年4月5日太政官布告第12号「集会条例」であった。これは政治集会を許可制とし、所割警察署の自由裁量に近い拒否権を認め、集会開会後であっても立会警察官に解散権限を与え、違反者には罰金、禁獄の罰則が科されるという集会の自由を奪うに等しいものであった。

④ 大隈は、早期国会開設論と立憲政体としてイギリス流の議院内閣制をとるべき固めたが、意見書の提出を控えていた。これにより政府内の対立が先鋭化することを避けようとしたのである。しかし、有栖川宮からの重ねての催促を受けて、意見書の内容を他の参議に明かさないと約束のもと、ようやく1881年3月に意見書を提出した。

その内容は、年内に憲法制定、政体は政党本位の議院内閣制とする、翌年末には国会議員選挙、2年後国会開会という急進的なものであった。

その内容に驚いた有栖川宮は、約束に反して、三条、岩倉に相談、伊藤もその意見書を閲読するに至る。伊藤は憤然として、大隈を切るための陰謀をめぐらし始める。

注：松本清張『象徴の設計』（松本清張全集17・文芸春秋社）の中で、伊藤が山縣自慢の邸宅・椿山荘に山縣を訪れて交わしたやりとりが出てくるので抜粋してみよう。山縣は、この頃参議兼参謀本部長であった。

（伊藤）「狂介、あとはおぬしに頼むよ」と言った。有朋にはなんのことかわからなかったが、伊藤がそれから言いだしたことは悉く彼の胸に響いた。

（伊藤）「今も言うたとおり、大隈は頭の悪い奴じゃが、目先は利いとる。あいつの議論は、みんな若いもんから取って来とる。そこで・・・そこで、俺が考えるには、大隈を台閣に置くと、

将来物騒でいけん。いい加減なところであいつを引きずり下ろそうと思っちょる。」

(中略)

(伊藤)「だが、もし、板垣と大隈とが手を握って、全国的に自由民権の火を大きくしたら、こりゃアもうわしの手に負えぬ。そこで、狂介、おぬしが最後の締め括りをしてくれと頼んだのじゃ。おぬしさえ引き受けてくれたら、わしは安心して下野した大隈を生け捕ることができる。

(山縣)「あとを頼むというのは、これのことか？」と山縣は坐ったまま腰のサーベルに手を当てる真似をした。

(伊藤)「そうだ。おぬしにそのほうをしっかりと頼んでおきたい。そっちさえ引き受けてくれたら、わしはあんな連中の反政府運動ぐらい水をかける自信は十分にある。」

伊藤は、山縣に、大隈を切った後、板垣、大隈が共闘して反政府運動が拡大した時、軍事力による弾圧を求める。山縣は、これを引き受ける。なにやら、若いころ、江戸・御殿山に新築中のイギリス公使館を焼き討ちした頃のテロリストの姿を彷彿とさせるものがある。私には、このやりとりがフィクションとは思われぬ迫真性をもっているように思えてならない。

結局、伊藤は全参議を糾合し、再び岩倉と結託し、岩倉をして、折から発生した(北海道)開拓使官有物の払い下げ問題(開拓使の存続期間満了をもって、時価3000万円相当ともいわれた官有物を、わずか30万円で、しかも30年間無利息割賦払いという、現代の森友学園国有地払い下げ問題など足もとにも及ばない巨額の国家財産篡奪事件。開拓使長官が黒田清隆、払い下げを受ける者が五代友厚、いずれも旧薩摩藩出身であることから連日新聞紙上をにぎわした。)で、大隈が情報操作をして、騒ぎを大きくし、早期国会開設の自論を有利に導き、政権基盤を確保しようとしているなどと天皇に讒訴、参議罷免を上奏させるに至った。

大隈は涙をのんで、同年10月11日、辞表提出、翌日、これを受理するとともに開拓使官有物払下げは取り消し、あわせて「明治23年を期し、議員を召し、国会を開き、もって朕が初志をなさんとす」との勅諭(国会開設の詔)が公布された。

大隈が追い落とされた翌年、1882年8月5日、戒厳令が制定された(太政官布告第36号)。これはたまたま時期がそうなったものではないことは、衆目の一致するところであろう。

こうして見ると、明治十四年の政変は、明治六年の政変の規模の小さいリフレインであったといえる。伊藤の奸知がますます冴えわたっているのが見えるようだ。

（「蜘蛛の糸の巻きあい」の如くもつれた対立と抗争の再確認とその後）

ここで明治六年の政変をひきおこすことになった「蜘蛛の糸の巻きあい」（大久保の表現）の如くもつれた対立と抗争を再確認しておこう。

- ① 木戸の急進的改革志向とそれに反発する漸進改革の大久保の対立。
- ② 留守政府の約束に反した急進改革の推進とこれに反発する使節団主要メンバーの対立、感情のもつれ。
- ③ 留守政府における旧肥前、土佐藩勢力の台頭、旧長州藩勢力の凋落、旧長州勢力に対する江藤率いる司法省の追及
- ④ 留守政府が、太政官制を改革し、有司専制の基盤を掘り崩してしまったこと。
- ⑤ 副島的外交姿勢

これらは政変の結果、どうなったか。

①については大久保のヘゲモニーの確立、木戸のフェイドアウトによって解決を見た。

②は使節団主要メンバーの圧勝により決着した。

③については旧肥前、旧土佐藩勢力地滑りの退潮、旧長州勢力の復権（大久保の後継者は伊藤という路線も確立した。）、司法省による追及の頓挫により解決した。それにより、井上も榎村も逃げおおせることができた。

井上は、1873年5月9日、外務大輔を辞職し、政府を去っていたが、1875年1、2月の大阪会議の根回しをして、政府への影響力を確保、1876年2月、江華島事件の処理においては弁理大臣の黒田清隆を補佐する副使となって朝鮮との交渉に当たり、日朝修好条規を締結させるのに貢献した。その後、井上は、しばらく外遊をしたあと、1878年6月、伊藤の要請を受けて参議兼工部卿に就任、翌1879年9月、外務卿へ転任。明治十四年の政変では、伊藤の盟友として、大隈追い落とし一役買った。

注：政変直後の11月1日、井上は参議兼工部卿となった伊藤に次のような書簡を送っている。熟読玩味して頂きたい。利権あさりの催促状である。わが世の春を謳歌する井上の顔が目に浮かぶようである。

「・・・早速ながらわがままがましくそうらえども、工部卿職に対しそうらいて申しあげそうろう。諸鉱山への税御免と□□（破損により不明）鉱山だけは是非とも生（：井上のこと）へおうせつけられたく願ひ奉りそうろう。また飛騨高山鉱山の儀は小民稼ぎ（小規模経営という意味）に従来の弊多くこれありそうらえども、充分見込みもこれありそうろう山にそうろうあいだ、一応鉱山寮に（工部省の部局である）のものにお引けあげ下されそうらいて、わが会社へお任せ下されそうらえばありがたく存じそうろう・・・」

山縣は、1873年4月18日、あいつぐ不祥事と自身に対する疑惑の責任をとり、一旦、陸軍大輔を辞職したが、その後間もなく、西郷に救ってもらい、同月29日、陸軍省御用掛（陸軍卿代理。）に就任（同年6月には正式に陸軍卿となる）、やがて帝国陸軍と近・現代日本の政界に、長州閥という魔物を埋め込むことに貢献することとなった。

④については岩倉の閣議決定無視、太政大臣の上奏権の不可侵なる言動により、内閣・閣議を国政の最高意思決定機関とした1873年5月2日改正の太政官職制を失効せしめ、太政大臣（もしくは左右大臣）の上奏権と輔弼専権が再確認された。有司専制は復活した。

⑤については、副島の退任により、外交姿勢は転換されることになった。

副島の外交姿勢というとき、朝鮮への大規模侵攻論だけではなく、外国人の国内旅行の自由を求める諸国との交渉姿勢もその中に入る。安政以来の、修好通商条約では、締約国の諸国民の移動範囲を開港場から10里以内と制限していたが、これを撤廃し、これら諸国民の内国旅行の自由を求める声が諸国外交団から上がっていた。副島は、これを容認することに前向きであったのである（パークスの1873年11月3日付及び12月8日付本国外務省への報告）。

政変後、外務卿に就任した寺島は、11月8日に行われた諸外国代表との会談で、副島の下で煮詰められつつあった「内地旅行規則案」について論議することを拒否した。その弁を確認しておこう。

「(超訳要旨) 各国は風俗・文化を異にしている。だから各国民に内国旅行の自由を認めるのは不都合である。治外法権の下でも外国人の内国旅行の自由を認めている国もあるが、わが国は、そうした諸国の経験を研究した上でなければ交渉には入れない。」(日本外交文書第6巻)。

やがて時代は、明治憲法の制定、国会開設へと進んで行く。この近代日本の

立憲政治の草創期が、伊藤のような政治家に道筋をつけられたことは、私たち現代を生きる者にとって幸せであったのか、不幸であったのか、それは現在の政治状況の評価とともに各人各様の考えとなるのであろうが、私は、不幸であったと考える一人である。

明治六年の政変、明治十四年の政変により、フランス流立憲政治、アメリカ流立憲政治、イギリス立憲政治、いずれにも向かい得る多様な可能性は消去され、プロシア流の疑似立憲政治へと選択肢が絞られた。法律によっていかようにも制限できる「自由」と「権利」、万世一系の天皇の大権、統帥権の独立。その下でわが国は、産業の発展と軍事大国化の道をひた走り、植民地と市場の確保のために軍事力を行使し続ける。気づいてみれば、軍国主義、ファシズムが席卷し、アジア全域を侵略し、世界を相手に無謀な戦争へ突入に突入していた。

しかし、敗戦によって、その流れが完全に断ち切られたわけではない。今も、わが国民は、疑似立憲政治の呪縛から解き放たれてはいないのである。

6 まとめ

話は、西郷という一政治家の問題から、明治六年の政変の本質論、明治十四年の政変論、さらには伊藤らの採用したプロシア流疑似立憲主義の後遺症の問題にまで広がってしまった。そろそろ本小論のタイトル『大西郷は永続革命をめざしたのか？』の守備範囲に戻ろうと思う。

その前に、一点だけ補足しておきたい。

(西郷は遣朝使節早期派遣に何故こだわったか？)

ここまでお読みいただいた方の中には、西郷は、征韓論に敗れたから下野したのではないということはわかったが、何故、あれほどまでに遣朝使節早期派遣にこだわったか、この点がモヤモヤしている方もおられるのではなかろうか。何を隠そう、わたし自身もそうである。

この点について、私は、当該部分を書き綴っているときには、不義の戦いを仕掛けられたら後退しないで徹底的に戦うというのが激動の幕末の修羅場を駆け抜け、王政復古のクーデター、戊辰戦争を戦い抜いた志士、西郷の本性であり、また時の勢いでもあったのだろうと考えていた。しかし、これだけでは、伊藤の描いた絵にまんまと乗せられたことを自認するに等しく、癪ではないか。

そこで、もうひとひねり考えてみた。西郷は、もっともらしい理屈をつけて

西郷の平和的遣朝使節の派遣を延期させ、時期を見て、武力による威嚇によって手っ取り早く朝鮮を屈服させようという大久保、伊藤、岩倉の奇手（事実はそのとおり進んだ。）をきっちり読み切って、敢えて形にならず愚直な手を選んだのではないかと。

だが、それでもまだじっくりしない。西郷は、もう少し先のところまで手を読んでいたのではないだろうか。

以下述べることは、疑問符をつけたままとせざるを得ないが、一応の読み筋を明らかにしておくこととする。

検討してみる必要があるのは、西郷が次ように語っていることの意味である。これは、戊辰戦争時の西郷の寛大な処置に感激して西郷を慕っている旧庄内藩藩士酒井玄蕃が、1874年1月、わざわざ鹿児島を訪れ、下野後の西郷に面談した時の西郷の談話を書きとめたものである（同人の『心覚えの大意』と題する覚書）。わかりにくい表現があり、解読するのが難しいが、原文カタカナをひらがな表記にあらためるにとどめた。

「今日の御国情に相成り候ては、所詮無事に相済むべき事もこれなく、畢竟は魯と戦争に相成り候外これなく、既に戦争と御決着に相成り候日には、直ちに軍略にて取り運び申さずば相成らず。只今北海道を保護し、夫にて魯国に対峙相成るべきか。左すれば弥以て朝鮮の事御取り運びに相成り、ホセツの方よりニコライ迄も張り出し、此の方より屹度一步彼の地に踏み込んで北地は護衛し、且つ聞くが如くんば、都留児へが魯国よりも是非此の儘にては相済み申さず、震って国体を引き起こせと、泣いて心付け候由、又英国にても同じく泣いて右の通りにいたし候趣、此れ何故に候や。」

「兼ねて掎角の勢いにて、英・魯の際に近く事起こり申すべきと、此の頃亜国公使の極内の心付けもこれにあり、且つ欧羅巴にては、北海道は各国雑居の地に致し候目論見頻りにこえありと相聞き、大方其の事も近々懸け合いに相成るべく、兎に角英にて、海軍世界に敵なく候間、却って北海道は英・仏へ借し候方は如何などと申す事にて、欧羅巴においても魯の北海道目懸け候は、甚だ以て大乱に関係いたし候。右故趣向も付け候には相違これなく、右の通りの事情に候得ば、日本にて其の通りに奮発いたし候とならば、都留児においても是非一と憤発は致すべく、左すれば弥英にて兼ねてよりのホー蘭土より事を起こすには相違なく、能能（よくよく）英国と申し合わせ、事を挙げ候日には魯国恐るに足らずと存じ奉り候。」

まず文意を確認しておこう。

ホセツトはポシェツト、ニコライはニコライエフスク、いずれもロシア沿海州の港湾である。都留児はオスマン・トルコ、犄角の勢いとは相争う状態。ロシアの南進策により、樺太への圧迫が強まり、現地に居住する日本人の安全が確保できない状態となっている。それだけではなく、やがて北海道にまでロシアの勢力が及ぶ勢いである。これを阻止するためには、戦争は避けがたい状況にある。

ロシアは強国である。しかし、ロシアはイギリスと、ポーランド、トルコをめぐって一触即発の状態である。従って、断然、ロシアとの開戦も辞せず、断固たる措置をとるべきだ。

言わんとすることは、こんなふうなことではなかろうか。

既に見たように、政変前の1873年9月19日付鮫島宛ての手紙では、岩倉もロシアによる樺太圧迫が緊急課題で、すぐに談判を始めなければならないとの認識を示していたし、14日の閣議でもその趣旨の発言をしている。ただ彼の場合は、日和見的で当面の弥縫策を考えていたに過ぎなかった（後に1875年5月、千島樺太交換条約として実現される。）。

一方、西郷の認識は、ロシアの南進は不可避であり、その侵略を阻止するために、強国ロシアとの戦争は避けがたいというところまで追いつめられているという差し迫ったものである。西郷は、イギリスとの連携に言及しているが、ロシアとの戦争を覚悟するということになれば、それだけでは不足があると考えた。

ここで1875年10月8日付の西郷が篠原冬一郎こと国幹に送った手紙の次の文面を思い起こしてみよう。

「朝鮮の儀は数百年来交際の国にて、御一新以来、その間に葛藤を生じ、既に五、六ヶ年談判に及び、今日その結局に立ち至りそうろうところ、全く交際これなく人事尽くしがたき国と同様の戦端を開きそうろう儀、まことに遺憾千万に御座そうろう。」

既に清国とは対等・平等の日清修好条約に締結し、友好協力関係を確立しているが、それに引き続き、朝鮮とも同様の条約を締結し、友好協力関係を確立することが喫緊の課題だ。これによりロシアの侵略と戦うことができる。

このように西郷は考えたのではなかろうか？

—橋川文三『西郷隆盛の革命性と反動性』から—

丸山真男の異端の弟子、橋川文三が『西郷の革命性と反動性』という興味深い一文を書いている（『橋川文三セレクション』岩波現代文庫所収）。

橋川は、遠山茂樹『明治維新』（橋川が読んだのは岩波全書版であるが、今は、岩波現代文庫で読める。）の次の文章を引用して考察を深めていく。

『此時に当り、反するも誅せらる。反せざるも誅せらる』の窮地に追い込まれた西郷は、ついに二月、逸る部下に擁せられて挙兵した。西郷起つの報は、自由民権派に大きなショックを与えた。熊本民権派は、ルソーの民約論を泣き読みつつ、剣をとって薩軍に投じた。」

不平・没落士族の最後の反動的で無謀な決起によって引き起こされたとされているこの西南戦争が、そのような単純なものではなく多様で雑多なエネルギーが流入していたことを知る橋川にとっても、なおルソーの名と結びつく一面をもっていたということは、思想家橋川にとっては、刺激的なことであった。

このルソーの民約論を泣き読みながら西郷軍に投じた人物は、橋川によると、孫文を支援し、辛亥革命の成功に寄与したアジア主義者・宮崎滔天の長兄・宮崎八郎である。八郎は、東京で中江兆民に師事し、兆民訳の『民約論』を熊本にもたらした。彼は、帰郷した後、熊本において、これを普及させ、自由民権運動の先頭に立っていた。

橋川は、八郎から、中江兆民へ、更にはその弟子幸徳秋水へと連想の糸を伸ばしてゆき、秋水全集から、秋水の師兆民を評した次の一文を引用する。

「先生が平生いかに革命家たる資質を有せしかは、左の一話を以て知るべし。先生仏国より帰りて幾ばくもなく、著すところの策略一篇を袖にし、故勝海舟翁に依り、島津久光公に謁せんことを求む。（略）先生拝伏して曰く、嚮日献ずるところの鄙著（筆者注：「先日献呈した私の著書」）清覧賜えりや否や。公曰く、一閱を経たり。先生曰く、鄙見幸いに採択せらるるを得ば深甚なり。公曰く、足下の論甚だ佳し、只だこれを実行するの難きのみと。先生乃ち進んで曰く、何の難きことこれあらん、公宜しく西郷を召して上京せしめ、近衛の軍を奪うて直ちに太政官を囲ましめよ、こと一挙に成らん、今や陸軍中、乱を思う

もの多し、西郷にして来る、響の応ずるが如くならんと、云々」

兆民の革命的ロマンティズムを秋水はみごとに描き出している。橋川は、この一文を引用した上で、兆民が、いかに西郷を敬愛していたか、西郷の死をどれだけ惜しんでいたことかと論を進める。

橋川の言わんとするところは、西郷の革命性、西南戦争の革命性という側面にも正当に目配りをしなければならないということにあるように思われる。

橋川は、今はもう廃刊となってしまった雑誌『現代の理論』1968年1月号にのった司馬遼太郎・萩原延壽の対談中の、萩原の次の発言を引用している。

「“明治維新はこれじゃない”という西郷をどういうふうと考えられるかという問題ですね、いわばデモクラットの先駆だという形で西郷を見ることもまったく不可能ではないわけです。それからパーマネント・レボリューションという形の、一種のアナーキズムと見ることも可能であろうし、云々」

注：西郷の談話を記録した『西郷南洲翁遺訓』に、「今となりては、戊辰の善戦もひとえに私に営みたる姿になり行き、天下に対し戦死者に対して面目なきぞとて、しきりに涙を催されける」という有名な記述がある。萩原の発言は、これに関連してのコメントである。

橋川はこの発言を肯定的に受け止め、たしかに西郷を一種独特のラジカル・デモクラットと考えることも不可能ではない、逆にいえば、大久保⇒伊藤の路線が日本を最も好ましい国家に作りあげたわけではなく、西郷の一見空漠たる東洋的な道徳国家のヴィジョンの中にあり得べきもう一つの国家像を見出すこともできる、と言う。

ここまでお読みいただいた方々には、橋川のいうところは、おそらく了とされるであろう。

—アーネスト・サトウの見た最後の西郷の印象から—

ながながと書き綴ってきた本小論も、いよいよ最後を迎える。

ここで種明かしをしておこう。この小論のタイトル『大西郷は永続革命をめざしたのか?』は、橋川が引用した『現代の理論』1968年1月号の司馬・萩原対談中で萩原が発した「パーマネント・レボリューション」という一語からとったものである。

萩原は、この対談から8年後の1976年10月から、「朝日新聞」夕刊で『遠い崖』の連載を開始した。この連載は、延々1947回という最長不倒距離を記録して、1990年12月に終わった。私も、時々、拾い読みしたことはあったが、本年3月、この連載ものをまとめた『遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄』（朝日文庫全14冊）を通読してみて、強い感銘を受けた。これほどに幕末・維新の時代を、膨大な資料を駆使し、広く見渡し、かつ深く抉った著作は、かつてあったらどうか。失礼ながら、司馬遼太郎の一群の幕末・維新を描いた諸作品と比べると、知的刺激力という点においてこの著作の方が格段に勝っていると私は思った。これは、歴史ドキュメンタリーと歴史小説というジャンルの違いにのみ帰せしめられないように思われる。

『遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄』の主要登場人物の筆頭は、なんと言ってもアーネスト・サトウである。最後の話に入る前に、彼が、どんな人物であったかざっと見ておくこととする。

サトウは、1843年6月30日、ロンドンで生まれた。父は元スウェーデン人の貿易商で、ナポレオンの興亡時代に、スウェーデン、ドイツ、フランス、ロシアと国籍や住居を転々と変え、1825年以後イギリスに定住、イギリス国籍を取得した。サトウというと、日本名ではと訝る人もいるかもしれないが、そのスペルは Satow、日本名ではない。ハンザ同盟で有名なリューベックとロストックの中間あたり、バルト海に臨むところにヴィスマールという港町がある。そこに Satow（「種をまく人の村」という意味だとのこと。）という地名のところがあるそうである。サトウの出自はこのあたりのようである。

サトウは、ロンドンのユニバーシティ・カレッジで学んでいた18歳のとき、イギリス外務省の通訳生試験に合格、同校卒業と同時に、希望通り日本駐在を命じられ、1861年11月、イギリスを立った。途中、北京での研修があったりして、横浜に着いたのは、1862年9月8日のことであった。ここに在日本イギリス公使館日本語通訳官としてのサトウのキャリアが始まる。

サトウは、類まれな語学力と探究心、それに誰よりも秀でた行動力を生かし、勝海舟をはじめ幕府要人、西国雄藩の諸大名やその近臣たちとの接触だけではなく、薩摩、長州を中心とする討幕派志士たちと交わりを持った。その中には、

勿論、西郷もいれば、大久保、伊藤もいる。サトウは、こうした活動を通じて、イギリスに、対日政策策定のための貴重な情報をもたらした。

イギリス公使パークスは、本国の指示もあって、公的には、幕末動乱期にも外交実務においては条約締結当事者である幕府とのパイプは維持するが、政治的には、幕府、討幕派のいずれにも加担しないという慎重な姿勢をとっていた。しかし、サトウは、自由奔放に活動し、来日後間もない時期に著した「英国策論」で、日本の主権者は天皇であり、大君（将軍）は、多くの大名諸侯のうちの首座の位置にあるに過ぎないと論じ、討幕派志士たちの間に、イギリスは討幕派に好意的であるとの風評を高めた。

サトウは、1870年、日本語通訳官から日本語書記官に昇進、名実ともに在日イギリス公使館の対日外交実務を取り仕切る地位につく。それから25年後の1895年7月に、駐日公使となり、三国干渉の時代に、後に日英同盟に発展する良好な日英関係形成に努めた。しかし、サトウの真骨頂は、なんと言っても西欧における当代随一の日本学者であったことである。

サトウは日本女性との間に二人の子をもうけている。二男は武田久吉。著名な植物学者であり、日本山岳会の創立者でもある。

さて、そのサトウが、1877年2月、一触即発状態にある鹿児島的情勢視察と、旧友で鹿児島県立病院の院長として病院経営と医師の指導・教育にあっていたウィリアム・ウィリスの状況確認のために、鹿児島に赴いた。到着は、2月2日のことだった。既に、現地は、警視庁大警視川路利良が送り込んだとされる警官らの摘発が進み、西郷暗殺計画なるものが既定の事実となって鹿児島士族を激昂の渦に呑みこんでいた。私学校生徒による陸軍砲兵廠の火薬庫襲撃も起きていた。動乱はもはや止めようがなくなっていた。

2月11日、西郷は、ウィリス宅を訪ねてきた。ウィリスが面談を申し入れていたからだが、おそらく旧知のサトウが、はるばる鹿児島まで来ていることを知って、別れの挨拶をしておきたいということもあったであろう。サトウは、このときのことを次のように日記に書きとめている。

「西郷には約二十名の護衛が付き添っていた。かれらは西郷の動きを注意深く監視していた。そのうちの四、五名は、西郷が入るなど命じたにもかかわらず、西郷について家の中へ入ると主張してゆずらず、さらに二階へ上がり、ウィリスの居間に入るとまで言い張った。結局、一名が階段の下で腰をおろし、二名が階段の最初の踊り場をふさぎ、もう一名が二階のウィリスの居間の入り口の外で見張りにつくことで、収まりがついた。」

「会話は取るに足りないものであった。」

これは西郷の出陣六日前のことである。

ようやく結論である。西郷は、決して自ら立ったのではない。旧知のなつかしいサトウ、戊辰戦争末期に傷病を負った薩摩藩兵の治療でひとかたならず世話になったウィリスとの別れのあいさつの場にさえ、護衛という名の監視下に置かれ、「取るに足りない」会話しかできなくなっている西郷は、もはや決起した鹿児島士族の虜囚にしか過ぎない。

西郷は、幕末・維新の時代を一革命家として駆け抜けた。しかし、それは明治六年の政変までのことであった。西南戦争は、西郷にとっては永続革命の戦場ではなかったのである。

提一灯行暗夜	一灯をささげて暗夜に行く
勿憂暗夜	暗夜を憂うことなかれ
只頼一灯	ただ一灯を頼め

これは江戸時代の儒者・佐藤一斎の『言志晩録』にある言葉である。西郷の座右の銘だったという。1877年2月17日に出陣してから、同年9月24日、城山に果てるまで、西郷の脳裏に、この言葉が去来することはもはやなかっただろう。

(完)